

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-12-13

ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

ESHO, Hideki / 絵所, 秀紀

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

54

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

185

(終了ページ / End Page)

257

(発行年 / Year)

1987-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008477>

ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

絵 所 秀 紀

1. はじめに

インディラ・ガンジー復帰政権下での「経済自由化体制」への転換において、貿易政策の自由化はその機軸の一つをなしていた。これを受け、インディラ暗殺後、政権をついだラジーブ・ガンジーはいちはやく経済自由化路線踏襲の態度を鮮明にしたが、なかでも1985年4月に発表された長期輸出入政策（1985年4月～1988年3月）はインドでは初めての3年間有効な「長期」政策として、また貿易自由化政策を基調としている点において、最大の注目に値するものの一つである⁽¹⁾。

ところで独立後インドの貿易政策展開史を回顧すると、2度にわたる貿易自由化への大きなうねりを見出すことができる。一度目は輸出補助金の削減、輸入関税の引き下げをともなう1966年6月の57.5%におよぶルピーの大幅な切り下げ（1 U.S. ドル=4.76ルピーから1 U.S. ドル=7.50ルピーへ）に始まり、60年代末には終りを告げる時期であり（Bhagwati & Desai [1970] Ch. 22; Bhagwati & Srinivasan [1975]），二度目は1970年代後期から始まり、81年末のIMFからの50億SDRにおよぶ巨額の借り入れ決定を契機に拍車がかかり、ラジーブ政権下での長期輸出入政策の発表にまで高まっていく現在進行中の流れである（Sen [1982]; Wolf [1982] Ch. 5; Sau [1983]; Paranjape [1985]; 西口・浜口 [1986] 第2章）。

いずれの場合も「輸出競争力の強化のための輸入自由化」論を大枠とす

る貿易政策で、また産業政策やその他経済政策の自由化と歩調をあわせたものと言えよう。附表はインディラ復帰政権（1980年1月）以降の経済自由化政策の主要な流れをみたものであるが、この間自由化の流れが加速していく様子をうかがうことができるであろう。

本稿は、長期輸出入政策に見られるラジーブ政権下の貿易自由化政策の理論的バックボーンを提供するものとして看過することのできない「貿易政策委員会報告」の内容を紹介し、あわせて貿易自由化をめぐる諸問題を検討するものである。この委員会は当時インド商務省局長であったアビッド・フセインを議長とする政府委員会報告で通称フセイン委員会報告と呼ばれている。『報告書』は1984年12月末日に政府に提出され、翌85年9月に公開された⁽²⁾。

インドの貿易制度は残念ながらわが国では良く知られていないが⁽³⁾、『フセイン委員会報告書』は繁雑なインドの貿易制度と貿易構造の現状を明快に説明したものであり、インド貿易に関する最良の手引書の一つとしても有益があるので、煩をいとわず第2節であえてその内容を紹介することにした。つづいて第3節では今回の貿易政策の自由化をめぐるインド国内の主要な議論をとりあげる中から、貿易自由化の背景・意味・限界を明らかにし、またフセイン委員会勧告の意味を、自由化をめぐる諸議論のコンテキストの中に位置づけて検討する。

(1) GOI [1985 a] ; GOI [1985 b]。

(2) GOI [1984]。

(3) わざかに伊藤 [1984] ; 西口・浜口 [1986] 第2章がある。

2. 『フセイン委員会報告』の概要

『報告書』は全部で7章、それに統計等より成る140ページ弱の比較的小さなものである。本文の章立ては次のようになっている。

第Ⅰ章 マクロ経済的概観

第Ⅱ章 輸出パフォーマンス：分析と診断

第Ⅲ章 輸出促進：政策と戦略

第Ⅳ章 輸入と輸入政策

第Ⅴ章 技術，輸入代替，工業化

第Ⅵ章 制度的フレームワーク

第Ⅶ章 要約と勧告

以下章ごとに順次内容を追っていこう。

第Ⅰ章「マクロ経済的概観」では『報告書』の基本的なアプローチが述べられている。そのアプローチとは、

①インドのような大きな大陸国では、対外部門の問題と展望はしばしば他の経済からは別個に考察されているが、外国貿易は国民経済から切り離すこととはできないし、またそうすべきでもない。同様に貿易政策は経済政策から切り離すこととはできないし、またそうすべきでもない。外国貿易部門の発展と経済全体の発展は相互依存的である。インドにおける外国貿易の意義は量的なものというよりは質的なものである。その役割は自転車の車輪を動かすのに必要なチェインのようなものである。

②開発に必要な対外資金のアヴェイラビリティーを抑制してきた最近の発展に照らして、貿易政策を見ることが必要である。外国援助プログラムは著しく圧縮され、また国際金融市場からの商業借り入れは高価である。更に対外資金借り入れ条件は明らかに厳しくなっている。貿易赤字を埋め合わせるために、輸入や投資・生産の成長を切りつめることは明らかに好ましくない。輸出による外貨の獲得は、輸入能力を増大させて経済成長過程にとって不可欠のものである。それのみではない。対外債務と債務返済負担の水準を処理しうる比率内に押えるためにも、輸出による外貨獲得はますます重要になろう。

③それ故インド経済発展の現段階においては、輸出の果たす戦略的役割を認識することがきわめて重要である。自助（self-reliance）はもはや感情的な目的ではなく、国家が開発のために自らの資源に依存しなければな

らない限り、一個の経済的至上命令である。また輸入代替は、輸出とともに、これまでと同様自助達成のための不可欠の一環である。しかし従来の輸入代替それ自体の強調は効率的輸入代替への強調に置き換えられべきである。そうすることによってコストと効率への配慮を政策フレームワークの中に取り込むことができる。

④インドのような輸出が GNP の 5～7%しか占めない経済においては、輸出主導的成長 (export-led growth) の可能性はない。実際、成長主導的輸出 (growth-led exports) がインドにはより可能性のあるシナリオである。輸出向け生産は国内経済における生産の統合的な一部分である。というのも輸出は大半のインド企業にとって、典型的な市場拡大過程の最初 (に位置するもの) ではなく最後 (に位置するもの) であるからである。

⑤輸出市場向け生産と国内市場向け生産の統合は、言うことは容易であるが、実行は困難である。それ故移行は段階を追って計画的に行われなければならないが、このような構造変化を経験している若干の主導産業を選択していくことが必要である。

⑥輸出促進と輸入代替は相互に排除しあうものではなく、また選択的な開発戦略でもない。これらは同一のコインの表と裏である。貿易政策は輸出促進と輸入代替とのバランスのとれたものでなければならない。両者のバランスをとることは「二本の足で歩く (walking on two legs)」ことと同じである。

⑦貿易政策と産業政策および金融・財政面でのその他の諸政策とは明確な連関があり、この連関が工業化の性格と速度を決定する。産業政策やその他のマクロ経済政策をそのままにしておいて、貿易政策だけを合理化し変更することは誤りである。

⑧過去30年間に外国貿易および国内生産に対して複雑な規制の網の目、インセンティブやディスインセンティブが生みだされ、それらは競争的なコスト引き下げに資することのない環境を作りだした。工業化の現段階においては、こうした諸問題を解決するように経済政策を再形成することが

至上命令である。換言するならば、経済への国家の介入の性格と質を変えることが必要である。経済諸政策を合理化することの目的は経済競争の程度を高めることであり、製造業者が単にプレッシャーをかけられるだけではなく、コスト引き下げのインセンティブをも持つような環境を作りだすことである。

⑨経済の開放度あるいは自由化の部門別組み合わせや時間的順序をアブリオリに決定することはできない。しかし輸入自由化は独占利潤を引き下げ、時代遅れの技術を駆逐し、また国内資源のコストが著しく高い輸入競争的活動に対して外側からの制限を課すかぎりにおいて有効である。つまり輸入自由化は輸出促進だけでなく、効率的輸入代替という目的に資する一個の手段である。しかし輸入自由化それだけでは、国内経済における競争と効率を刺激する必要条件でも十分条件でもない。

⑩貿易政策をより広い一国的コンテキストの中に位置づけるだけでなく、国際的コンテキストの中に位置づけることも必要である。現在、ひきつづくスタグフレーションとリセッションのため国際貿易の流れは停滞し、工業諸国の保護主義の水準は高まっている。国際金融制度もまた厳しい制約の下にある。こうした状況においては輸出努力は一層強められなければならない。世界貿易に占めるインドのシェアが極めて小さいという点から見ると、インドで何が起ころうと世界経済に影響を及ぼすことはないが、世界経済に生じることはインドに影響を及ぼす。

第Ⅱ章「輸出パフォーマンス：分析と診断」では、インドの輸出動向と輸出構造が概観され、また輸出停滞の諸原因が指摘されている⁽¹⁾。要約しておこう。

①インドの輸出は1950年代にはまったく停滞していたが、これとは対照的に1960年代には輸出額・輸出量ともに年率4%あまりの成長率を記録し、明らかに改善した。しかしこの20年間に世界貿易は目にみえて拡大し、世界貿易に占めるインドのシェアは1950年の2%から1960年には1.04%，

1970年には0.65%へと低下しつづけた。1970年代のインドの輸出パフォーマンスは更に目覚ましく、輸出量では年平均6.3%，輸出額では年平均15.9%の成長率を記録した。しかしそれでも世界貿易に占めるインドのシェアは1980年には0.42%にまで低下した（第3表参照）。ある程度これは2度にわたる石油価格値上げによるものであるが、燃料を除いた世界貿易をとっても、インドのシェアは1970年の0.71%から1980年には0.55%にまで低下した。

②1970年代以降の輸出トレンドを説明するにあたっては、インフレ率の加速化および変動相場制への移行という2つの難点がある。そこで経常ルピー価格だけでなく、輸出量指数および外貨価値（SDR）でも検討した（第1表、第4表、第5表参照）。1971／72年から1983／84年にかけての時期は成長の観点からみて、1971／72年～1977／78年と1977／78年～1983／84年の2つの局面に分けられる。前期の輸出額の年平均成長率は、経常ルピー価格でみると22.4%，SDRでみると16.8%，輸出量でみると7.8%であり、後期のそれはそれぞれ、10.3%，9.0%，4.2%であった。全時期をつうじたそれはそれぞれ、16.2%，12.8%，6.3%である。

③過去30年間 GNPに占める輸出のシェアは4～7%であった。このシェアは1950年代半ばでは約6%であったが、1970年代初期には4%強にまで低下した。1972／73年のシェアは4.6%であったが、1976／77年には7.2%にまで増大した。その後若干低下し1980年代初期からは6%程度で安定している（第2表参照）。

④現在の輸出バスケットを見ると輸出品目を4つのカテゴリーに分けることができる。第1は、生産の全てあるいは大半が輸出されている宝石（gems & jewellery），海産物，鉄鉱石，マンガン鉱石，雲母，カシュー実、および輸出市場向けの生産が国内市場向けの生産から分離している衣料、カーペット、手工業品である（カテゴリーA）。第2は生産の大きな比率（20～60%）が輸出されているもので、ジュート製品、やし繊維製品、皮・皮製品、茶、コーヒー、タバコ、カスター・オイル、コショウ、カル

第1表 インド外国貿易の動向

年	輸出		輸入		貿易収支 (1,000万ルピー)
	1,000万ルピー	対前年比	1,000万ルピー	対前年比	
1972/73	1,970.83	+22.5	1,867.44	+ 2.4	+ 103.39
1973/74	2,523.40	+28.0	2,955.37	+58.3	- 431.97
1974/75	3,328.83	+31.9	4,518.78	+52.9	-1,189.95
1975/76	4,026.26	+21.3	5,264.78	+16.5	-1,228.52
1976/77	5,142.71	+27.4	5,073.79	- 3.6	+ 68.92
1977/78	5,407.87	+ 5.2	6,020.23	+18.7	- 612.36
1978/79	5,726.07	+ 5.9	6,810.64	+13.1	-1,084.57
1979/80	6,418.43	+12.1	9,142.58	+34.2	-2,724.15
1980/81	6,710.70	+ 4.6	12,549.15	+37.3	-5,838.45
1981/82	7,805.90	+16.3	13,607.56	+ 8.4	-5,801.66
1982/83	8,834.21	+13.2	14,359.99	+ 5.5	-5,525.78
1983/84 (暫定値)	9,865.30	+11.7	15,762.92	+ 9.8	-5,897.65

出所：DGCI & S. Calcutta.

第2表 GNPに占める輸出、輸入および貿易収支のシェアー（%）
経常価格ベース

年	GNPに占めるシェアー			
	輸出	輸入	貿易収支	
1972/73	4.6	4.3		0.2
1973/74	4.7	5.5		0.8
1974/75	5.3	7.2		1.9
1975/76	6.1	8.0		1.9
1976/77	7.2	7.1		0.1
1977/78	6.7	7.5		0.8
1978/79	6.6	7.8		1.2
1979/80	6.7	9.6		2.9
1980/81	5.9	11.0		5.1
1981/82	5.9	10.3		4.4
1982/83	6.1	9.9		3.8

出所：For Data on Exports and Imports: DGCI & S. Calcutta.

For Data on GNP: Economic Survey, Ministry of Finance.

注：1977/78年～1982/83年の輸出、輸入、貿易収支のGNPに占める

シェアーはGNP暫定値に基づいている。

第3表 世界輸出に占めるインドのシェアー

年	100万U S ドル（経常為替レート および経常価格表示）		世界輸出額に占める インド輸出額の シェアー（%）
	世界輸出額	インド輸出額	
1960	128,250	1,331	1.04
1965	186,945	1,686	0.90
1970	314,111	2,026	0.65
1972	413,863	2,401	0.58
1973	575,741	2,935	0.51
1974	838,730	3,926	0.47
1975	874,359	4,335	0.50
1976	992,295	5,548	0.56
1977	1,126,967	6,355	0.56
1978	1,303,066	6,650	0.51
1979	1,645,869	7,850	0.48
1980	2,001,551	8,378	0.42
1981	1,975,217	8,379	0.42
1982	1,850,876	9,316	0.50
1983	1,809,436	9,181	0.51

出所：United Nations, *Statistical Year Book, 1981* and *Monthly Bulletin of Statistics Oct. 1984*.

注：For India's exports in calendar years 1981, 1982 and 1983 the DGCI & S's figures work out to Rs. 7,285.66 crores, Rs. 8,847.34 crores and Rs. 9,311.04 crores respectively.

These figures have been converted into US \$ at the current exchange rates using the conversion factors Rs. 8.6933 in 1981, Rs 9.4925 in 1982 and Rs. 10.1380 in 1983 per US dollar.

第4表 U S ドルおよびS D Rでみたインド外国貿易の動向
(経常為替レート・経常価格ベース)

	輸出		輸入	
	100万U S ドル	100万S R D	100万U S ドル	100万U S ドル
1972/73	2,540.40	2,313.16	2,407.13	2,191.81
1973/74	3,232.48	2,660.17	3,785.83	3,115.55
1974/75	4,184.34	3,444.01	5,680.11	4,675.13
1975/76	4,665.92	3,894.18	6,086.09	5,070.46
1976/77	5,754.69	4,968.89	5,677.57	4,902.30
1977/78	6,316.39	5,322.43	7,031.63	5,925.11
1978/79	6,980.08	5,489.01	8,302.17	6,528.68
1979/80	7,946.02	6,116.12	11,318.51	8,711.96
1980/81	8,502.46	6,593.26	15,899.77	12,329.54
1981/82	8,742.61	7,552.21	15,240.47	13,165.31
1982/83	9,178.74	8,363.35	14,920.03	13,594.60
1983/84	9,566.63	9,017.23	15,285.73	14,407.89

出所：DGCI & S, Calcutta.

注：The DGCI & S figures of India's exports & imports in Rupees have been converted to US dollars and SDRs on the basis of conversion factors made available by the Ministry of Finance and the Reserve Bank of India.

第5表 インドの輸出入量指数および単位当り輸出入額
(1968/69年=100)

年	数量指數		単位価格指數		純交易条件
	輸出	輸入	輸出	輸入	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1972/73	120.0	99.0	120.0	97.0	123.7
1973/74	125.0	114.0	146.0	138.0	105.8
1974/75	133.0	100.4	183.0	239.2	76.5
1975/76	147.0	98.8	197.2	280.4	70.3
1976/77	174.2	98.9	210.3	272.5	77.2
1977/78	167.7	130.0	235.8	249.0	94.7
1978/79	179.6	140.4	234.3	259.7	90.2
1979/80	199.4	134.6	236.2	360.0	65.6
1980/81	194.1	199.4	254.2	338.4	75.1
1981/82	197.6	213.4	290.5	342.8	84.8

出所：DGCI & S, Calcutta.

注：The Index numbers for the years 1980/81 & 1981/82 have been derived from the new series with 1978/79 as the base year using the simple unitary conversion method to 1968/69=100.

ダモンである（カテゴリーB）。第3は生産の10%程度が輸出されている纖維、機械、運輸機器、金属・鉄鋼製品、化学・化学関連製品、砂糖・オイルケーキである（カテゴリーC）。第4は生産のほんのわずかしか輸出されていない残りの品目で、履物、スポーツ用品、加工食品、食肉、米・果物・野菜である（カテゴリーD）。

⑤上記の4つのカテゴリーがそれぞれインドの輸出稼得額（原油・石油製品を除く）に占めるシェアを、1972/73年～1983/84年について見ると、カテゴリーAは22.1%から37.9%へと顕著に増加、カテゴリーBは37.6%から17.8%へと大きく低下、カテゴリーCは21.1%から19.8%へと若干の低下、カテゴリーDは19.2%から24.5%へと明らかに増加した。

⑥カテゴリーAの場合、輸出成長率を上昇させるにはこれらの製品の生産を刺激するようなパッケージ政策が必要となろう。カテゴリーBの場合、国内需要の圧力が輸出可能な余剰を引き下げている一つの重要な要因であ

るので、長期的解決策としては国内消費を上回るだけの国内生産の成長をもたらす条件を確保することであろうが、中期的・短期的には輸出前に付加価値を増大させることによって単位当たり輸出可能生産物の輸出稼得額を増大させることが望ましい。カテゴリーCについては外国貿易を「余剰吐け口(vent for surplus)」とする戦略がとられるべきである。というのはこれらのセクターの大部分においては、国内需要が欠如しているために生産能力が十分に利用されていないからである。またこれらのセクターにおいては、少なくとも中期的には自由貿易地域(FTZ: Free Trade Zone), 100%輸出指向工場(100% EOUs: 100% Export Oriented Units), 事前ライセンス制度(Advance Licensing System)を利用して、輸出市場向け生産を国内市場向け生産から分離することも可能である。カテゴリーDの場合、輸出の量的拡大は国内消費あるいは国内市場のニーズを犠牲にしなくてすむので、輸出の相対的収益性を引き上げる政策がとられるべきである。

⑦いかなる国であれ、輸出パフォーマンスは輸出品に対する外国需要、外国の通商政策(関税・非関税障壁を含む)、輸出品の国内供給量、および輸出品の相対的収益性に影響を与える国内の諸政策によって決定される。対外的要因は、世界輸出に占めるインド輸出のシェアが大きい茶、ジュート製品、香料(とくにコショウ、カルダモン)、カシュー実、海産物、鉄鉱石、雲母、皮・皮製品の輸出に大きな影響を及ぼす。これらのセクターの輸出パフォーマンスは世界の輸出需要の成長ペースによって制約されている。これらの製品に対する世界の需要が非弾力的で、その伸びが低下している場合、最低限の目的はインドの市場シェアを維持することであり、また可能な時はいつでも市場シェアを拡大する戦略がとられるべきである。

しかしインドは、輸出品の大半において世界市場の小さなあるいは限界的な供給者であって、この場合には対外的要因は輸出パフォーマンスを制約しない。

全般的に言って、インド輸出の供給量と競争力に影響を与える要因は輸出パフォーマンスの基本的な決定要因である。インド輸出のパフォーマンスを制約している国内要因は生産コスト、国内需要の圧力、供給側の制約、手続き上のボトルネック、品質およびマーケティング等の非価格要因である。

第Ⅲ章「輸出促進：政策と戦略」では輸出促進の論理的根拠が示されるとともに、現行の輸出促進策の評価が行われ、いくつかの改善策が示されている⁽²⁾。

① GNPに占める輸出の比率が相対的に小さいとは言え、一方での輸出パフォーマンスと輸出政策、他方での国民経済のパフォーマンスと経済政策との相互依存は明らかである。長期的には輸出向け生産を国内市場向け生産から分離して考察することはできない。輸出向け生産は国内経済における生産の統合された一部分である。したがって究極的には輸出にとって良いことは国内生産にとっても良いことであり、逆もまた真である。しかし過去30年間にわたって出来上がってきただ生産構造を一夜にして変えることはできず、移行は時を経て段階的に行われなければならない。過渡期においては輸出促進政策は重要な役割を占めつづけるであろう。

②輸出促進策の論理的根拠はマクロ・ミクロ両レベルで考察することができる。マクロ経済のレベルでは、関税構造と輸入ライセンス制度が輸出部門を2つの理由で差別していることを認識する必要がある。(i)輸出業者が輸入品の世界価格あるいは国内で生産された輸入可能投入財価格以上のものを支払わなければならない限り、彼らは競争者よりも不利益な立場に立たされることになる。極端な場合、産出物に対して何の補償措置をとることもなく投入財に対して税を課すならば、輸出活動に対する実効保護は負となる。(ii)関税構造とすべての輸出促進政策に含まれる補償の程度を所与とすると、輸入競争的生産に対する実効為替レートは輸出生産に対するそれよりもかなり高くなるであろう。つまり輸出可能財生産の相対的

収益性は輸入可能財生産のそれよりも低くなるであろう。

ミクロ経済のレヴェルにおける輸出促進の論理的根拠は2点ある。(i)輸出に従事している企業にとって取引・非取引投入財のコストが世界価格よりも高いかぎり、インドの企業を世界市場における競争者と等しい立場に置くために、様々な形態の補償が必要である。(ii)輸出マーケティングにたけてないために、新しい市場を開拓するのに必要な初期投資をしたがらないという、企業に内在する不利益がある。したがって初期段階においてはこのような投資を支持するような援助を与えることが必要である。つまりインドにおいては輸出促進政策は2つの役割、すなわち補償の提供とディスインセンティブを取り除くための援助の提供、を果たすことが必要である。前者は不利益を中和するために持続的に行われる必要があるが、後者は期間を限定して選択的に行われるべきである。

③輸出の重要性と輸出促進の論理は明らかであるが、しかし輸出促進は代替的に利用しうる稀少な国内資源を吸収する。したがって輸出によって外貨1ドルを稼得するための国内資源コストと、輸入代替によって外貨1ドルを節約するための国内資源コストを比較することが必要であり、輸出促進はこうした合理的評価に基いたものでなければならない。

現行の輸出促進体制を個別的に検討することが必要であるが、それらは(i)輸入関税払戻し制度(DDS: duty drawback system), (ii)現金補償支持(CCS: cash compensatory support)およびその他の援助からなる市場開発援助(MDA: market development assistance), (iii)輸出に対する財政優遇措置, (iv)輸出業者向け輸入制度, (v)自由貿易地域および100%輸出指向工場である。(i)と(ii)は予算から直接の支出を伴うものであり、(iii)は若干歳入の損出をもたらす。これに対し(iv)と(v)は何等の予算資源をも使用しない。

④関税払戻し制度(DDS)の目的は、輸入された原料と中間財に支払われた関税、および輸出生産に使用される国内生産投入財に支払われた中央政府の一般消費税を輸出業者に払い戻す制度である。この制度は世界中で

第6表 輸出援助のトレンド (1,000万ルピー)

年	援助形態 関税 払戻し	市場開発援助					
		合計	(i) C.C.S.	(ii) E.C.D.	(iii) G.I.A.		(iv) その他
			(a) EPICS	(b) OOS			
1	2	3	4	5	6	7	8
1973/74	42.3	62.4	52.4	4.5	1.1	1.4	3.0
1974/75	60.0	76.4	59.9	7.3	1.0	1.3	6.9
1975/76	82.0	148.3	123.7	9.4	1.3	1.6	12.3
1976/77	120.0	239.6	226.4	10.0	1.4	1.6	0.2
1977/78	133.0	324.4	310.3	9.9	1.8	1.4	1.0
1978/79	150.0	375.2	359.0	13.0	1.8	1.4	—
1979/80	152.0	360.9	344.1	12.5	2.4	1.9	—
1980/81	164.0	399.1	376.4	17.0	3.2	2.5	—
1981/82	204.0	476.9	452.4	18.0	3.1	3.4	—
1982/83	127.0	476.3	448.8	20.0	3.3	4.0	0.2
1983/84	132.0	461.4	429.9	21.3	3.9	6.1	0.2

出所 : Directorate of Drawback, Ministry of Finance and Ministry of Commerce.

略字 : C.C.S. : Cash Compensatory Support.

E.C.D. : Export Credit Development Scheme.

G.I.A. : Grant-in-Aid to Export Promotion Councils & Other Organisations.

EPICS : Export Promotion Councils.

OOS : Other Organisations.

広く行われている。

現在 450 品目以上にわたって、産業別の払戻しレートが政府によって固定されている。1973/74年から1981/82年間に DDS 実行額は 4.2 億ルピーから20.4億ルピーへと継続的に増大したが、おそらく事前ライセンス制度 (Advance Licensing System) が導入されたために、その後は急速に減少している (第6表参照)。

現行の DDS には次のような欠陥がある。(i)貿易・産業界から言われているように、払戻し実行に遅れがある。(ii)平均産業払戻しレートは内輪の見積りに基いているので低くなりがちであり、支払われた関税あるいは一

198 ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

般消費税が完全に償還されない。(iii)平均産業払戻しレートが固定されていない一定の産業があり、このため輸出業者は平均産業レートあるいは特別ブランド・レートどちらかを固定するために政府に働きかけなければならず、時間を消費せざるをえない。(iv)平均産業レートが固定している産業でも、輸出業者はしばしばそのレートが実際に支払った額よりも少ないことを見出しがある。その場合彼は、平均産業レートが実際に支払った額の4分の3未満である場合に限り、特別ブランド・レートを政府に要求することができる。しかし特別ブランド・レートの固定にはきわめて長い時間を要する。(v)払戻し実行の段階で分類(classification)の問題が生じる。ある特定の輸出品がどのカテゴリーに入るかに関して、あいまいさの入りこむ余地があるからである。

⑤市場開発援助(MDA)支出の大部分は現金補充支持(CCS)制度によるもので、1980年代にはMDAに占めるCCSのシェアは90~95%であった。その他のMDAは、輸出信用利子補給金、公認輸出開発機関に対する贈与等の財政援助である。

CCSは1966年に始まった。CCSは2つの基本的役割を果たすことを狙ったものである。第一はDDSで償還されなかつた無特典の間接税を償還するための便宜としての役割であり、第2は生産・市場開発のための資金を提供する援助としての役割である。

⑥財政優遇措置は間接税に対するものと直接税に対するものとの2形態がある。前者はDDSやCCSでおこなわれているが、後者としては所得控除がある。現在ではFOB輸出額の1%および前年より増加した輸出売上額の5%が所得控除となっている。この措置による輸出インセンティブはきわめて小さなものである。

⑦輸入補給ライセンス(REP: import replenishment licences)制度はFOB輸出額に関連したもので、価格・品質・納期の面で国内代替品が不十分である場合、輸出業者の輸入投入財使用を可能にする便宜である。REPライセンスを取得した輸出業者は輸入政策で政府指定国営貿易業者

の独占輸入品（canalised items）や制限品（restricted items）に指定された品目も、一定の制限と条件下で輸入することができる。注目に値することは総輸出額のほぼ 3 分の 2 が REP の便宜を利用することができるこことである。1983／84年に発給された REP 総額は229.45億ルピーであったが、これは REP 取得権利のある輸出額の 3 分の 1 強であった。

REP 制度には 3 つのカテゴリーがある。(i)登録輸出業者に対する REP ライセンス。これは事後的に発給され、ライセンスも輸入製品も自由に譲渡できる。(ii)無関税事前ライセンス (duty-free advance licences), 前渡しライセンス(imprest licences), 無関税前渡しライセンス(duty-free imprest licences)。これらは事前に発給され、譲渡できない。(iii)追加ライセンス (additional licences)。これは輸出商社 (Export Houses), 貿易商社 (Trade Houses) に発給されるもので、ライセンスは譲渡できないが、輸入製品は実際のユーザー (Actual Users) あるいは支持製造業者 (supporting manufacturers) に譲渡できる。このうち(ii)は輸出生産に先立って輸入ライセンスが発給されるものであるが、1983／84 年では REP ライセンス全体の 48% を占めている。

⑧現在自由貿易地域 (FTZ) はカンドラ (Kandla) とサンタ・クルス (Santa Cruz) の 2 か所がある。政府は更に 4 つの FTZ を設立することを決定した⁽³⁾。FTZ は原料・中間財・資本財および技術を、独占禁止法 (MRTPA: Monopolies & Restrictive Trade Practices Act) や外貨規制法 (FERA: Foreign Exchange Regulation Act) にとらわれることなく OGL (Open General Licences: 輸入自由化品目) ベースで、かつ無関税で FTZ 内設立企業に提供するものである。また FTZ 内設立企業は 5 年間課税が免除される。こうした諸便宜供与の目的は企業が世界市場で競争者と完全に肩を並べるような環境をつくりだすことである。しかしこうした期待は十分には実現していない。一つには FTZ のすべての生産物を国際市場で販売できないことがわかったためであり、一つには意図された環境が十分にはつくりだされなかつたからである。

FTZを改善するには、(i) FTZ内設立企業も過剰な手続きと複数の当局へのコンタクトから自由ではなかったので、今後は専一的な法定機関を設立して、窓口を一本化すること。(ii) FTZ 内に設立できる産業を慎重に選択すること。というのも FTZ は国内関税地域 (DTS: Domestic Tariff Area) では得られない高度技術を獲得するために世界に開かれた窓口であり、インドの労働者と経営者に高度の技能と熟練を伝達する目的に資する一つの手段であるからである。(iii) FTZ 内での生産物の一部を国内市场で販売したいという欲望は、女々しい選択であるばかりでなく、FTZ の存在理由に反するものである。FTZ の目的は輸出による外貨獲得にある。有効な輸入ライセンスに対しては、FTZ 内生産物の25%を国内市场で販売できるという現行の譲歩的条件は、効率的輸入代替に資する限りにおいてのみ継続すべきである、の3点が必要である。

⑨100% EOU制度は1981年に導入された。これは企業がOGLベースで原料、中間財、資本財、技術を無関税で輸入できる便宜である。こうした企業は国内関税地域で通常必要とされるライセンスを備える必要がなく、また MRTPA および FERA の諸制限からも自由である。EOU の製品は輸出にボンドされ、またどこにでも設立することができる。EOU 制度ができてまだ日が浅いのでその実績を判断することはできないが、いずれにせよ FTZ 監督官庁が EOU に関する政策をも担当することが望ましい。

⑩以上の分析の主要点は次のようなものである。すなわち、インドの輸出競争力は主に生産コスト、国内需要のプレッシャー、非価格要因といった国内要因および輸出の相対的収益性によって抑制されている。全般的に、インド輸出産業の生産コストは競争諸国のそれよりも高いが、その理由は(i)輸入されたものであれ国内で生産されたものであれ、投入財のコストがより高く、(ii)使用技術および生産規模の関数である生産性がより低いためである。国内需要のプレッシャーは輸出と比較した場合の国内販売の相対的収益性を高め、輸出可能余剰を減少させる。品質やマーケティング効率性のような非価格要因はインドの輸出業者が世界市場で競争しうる能力

を引き下げる傾向がある。

⑪上に述べてきたことから3つの推論が導きだされる。(i)現行の輸出促進政策体制は、主に国内経済諸政策のために輸出業者が直面している不利益を相殺するものであって、輸出インセンティブの要素は著しく小さい。(ii)CCS, DDS, あるいはREPに見られる償還は十分に適確なものとは言えない。(iii)たとえこうした諸方策が機能において完全であったとしても、輸出促進を抑制している広範囲にわたる諸要素がある。

⑫現行の輸出促進政策を改善するために、次のような変更が必要である。

(i) DDSを迅速かつ完全にするような合理化がなされるべきである。そのためには、(②実行の遅れを解消するために支払手続きを簡素化する、④平均産業レートを内輪の推計に固定すべきではなく、疑問のあるときは輸出業者の有利になるようなレートを設定する、⑤現行の払戻税が不十分であるというクレームを輸出業者が提出した時には、いつでも特別ブランド・レートが適用されるようにする、⑥払戻しレートを明記された期間内に固定することが必要である。

(ii)現在 CCS は課税所得の中に含まれているが、今後は所得税の対象外とする。CCS は選択的に行われるべきであり、輸出促進に利用可能な資源はコスト効率を考慮して配分されなければならない。CCS は潜在的比較優位をもった部門に与えられるべきであり、幼稚輸出産業が成長し世界市場で競争力を持つにつれて減少させられるべきである。

(iii)輸出業者が輸出生産に先立って、世界価格で輸入投入財を完全に獲得できるように、REP は製造業者一輸出業者 (manufacturer-exporters) カテゴリーのための事前ライセンス制度の線に添って再形成されるべきである。製造業者一輸出業者は新しく導入されるパス・ブック (pass book) を選択できるが、その場合には輸入補充制度によるライセンスはとり消される。パス・ブックは輸出製品、輸出生産のためのマクシマムな輸入額、および輸出製品のために輸入できる投入財の範囲を特定するもので、輸出義務が果たされるように全ての輸入品をパス・ブックに記録し、定期的な

モニタリングを行う制度である。バス・ブックの取得は永久的な輸入補充ライセンスの取得を意味する。現行の輸入補充ライセンスは商人一輸出業者(merchant-exporters), 輸出商社, 貿易商社, およびバス・ブックを選択する権利のない, あるいは選択しない製造業者一輸出業者に引き続き適用される。

⑬また輸出の収益性を改善するために以下の点が勧告される。

(i)ルピーの実効為替レートは過大評価されるべきでなく, 輸出競争力が確保できるような適切な水準に設定されるべきである。

(ii)財政優遇措置も重要な手段であり, 輸出収益の50%を所得税控除対象とすべきである。

⑭投入財の高コストを別にすると, インドの輸出競争力を阻害している要因は低生産性水準であるが, この問題を緩和するために, 輸出生産は産業政策で規制されている生産能力ライセンス取得条件および輸入政策で規制されている資本財・技術輸入制限の適用から除外されるべきである。ただし産業全般に適用するのではなく, 選択的なベースで行われるべきである。

国内需要のプレッシャーおよび品質要因による困難も, 重要な輸出阻害要因である。国内需要のプレッシャーが輸出可能余剰を削減している部門では, 長期的解決は国内消費を上回る率で国内生産が増大することである。中期的には2つの解決策がある。一つは輸出前に付加価値を増大させることによって単位当たり産出物の外貨獲得額を増大させることであり, 一つは最低輸出量枠を設定することである。

⑮輸出促進政策ができるることは輸出に資する環境を提供することだけである。ミクロ・レヴェルでみると, 過去30年の間保護された国内市場, 低水準の品質意識, および国内市場での高収益に慣れ親しみ,(今後)激烈な競争がある輸出市場に打ってでるのは企業である。換言すれば, 政策の枠組は馬を水飲み場まで連れていくようなものであるが, 馬に水を飲ませることはできない。

第Ⅳ章「輸入と輸入政策」の内容は輸入構造と現行の輸入政策の概観、および輸入政策の改善勧告である⁽⁴⁾。

①輸入政策操作の余地は輸入の構成によって大きく影響される。1980年代初頭には、全輸入に占める基礎消費財のシェアは10%，部品およびスペアパーツを含む資本財のシェアは15%，原料および製造された中間財のシェアは35%であったが、一方燃料は40%を占めていた。1970年代初期以降、輸入総額に占める原油および石油製品のシェアは劇的に増大したが、非燃料輸入品の構成は過去10年間何等の顕著な変化を見なかつた。ただし消費財のシェアは食料と食用油の輸入変動の影響を受けてきた。

食糧穀物、野菜油、肥料、原油および石油製品、鉄鋼、非鉄金属、新聞印刷用紙、セメントといったバルク輸入品(bulk imports)とその他の輸入品を区別することは有益である。過去10年間バルク製品の輸入額は輸入総額の2分の1から3分の2のシェアを占めてきた。バルク輸入品には2つの特徴がある。一つはこれらは消費水準と生産を支えるのに必要な不可欠の輸入品である点である。二つめはこうした特定のバルク輸入品はすべて政府指定国営貿易機関によって専一的に輸入されており(canalised)，輸入量と輸入額が政府によって決定されている点である⁽⁵⁾。

②20年以上もの間、政府は外国貿易取引に国立貿易組織という手段を通じて介入してきた(キャナライゼーション: canalisation)。1970年代初頭にはキャナライゼーションは確実に増大し、輸入政策の不可欠の一部分となった。1970年代中葉から1980年代初頭にかけてキャナライズされた輸入額は輸入総額の5分の3から3分の2を占めた。

キャナライゼーションは定則とすべきでなく例外とすべきである。その目的は、(i)バルクで購入することによって交易条件を改善すること、(ii)貿易取引において規模の経済を実現すること、(iii)基礎的な投入財および商品の供給量を処理することによって輸入量計画をたてること、にある。

またキャナライゼーションは選択的におこなわれるべきであるが、その基準は、(i)輸入額の規模が絶対額で、ある一定の最低域を超える品目、(ii)

同質のあるいは規格化された品目、(iii)管理価格 (administered price) の支配下にある品目⁽⁶⁾、(iv)戦略的なあるいは政治的に敏感な品目、である。

キャナライズされる輸入品目の取扱機関は 2 つの選択基準に準ずるべきである。(i) 製造企業は自らが生産する品目の輸入機関になるべきではない。(ii) キャナライズする機関の重複は避けるべきである。

キャナライゼーション政策の運営方法に関しては次のような変更が必要である。(i) キャナライズ機関 (canalising agencies) は前もって購入計画を作成できるようにしなければならない。(ii) 計画輸入量は公表されるべきではない。(iii) キャナライズ機関によって課せられたサービス・チャージは独立した機関によって鑑査・固定されるべきである。(iv) 可能なところ、適切なところでは、いつでもキャナライズ機関を求めての競争が奨励されるべきである。

③ 毎年発表される輸入政策は、総輸入の相対的に小さな部分にしか影響を与えないことをまず注意すべきである。外貨支出の 2 分の 1 強は政府によって決定されるキャナライズ輸入品に帰すものである。また輸入勘定の重要な要素として援助資金による輸入がある。このような輸入はほとんどの場合、調達先あるいは（および）使用目的が決められており、實際上では輸入政策の規制の枠外にある。1980 年代初期には、援助資金による輸入額の近似値と見なすことのできる粗援助使用額は輸入総額の約 15% であった。つまり輸入政策はインドの輸入の約 3 分の 1 しかカバーしていない。

輸入政策の構造を検討するにあたっては、関税システム (tariffs) とライセンスによる量的規制システム (quotas) という 2 つの代替的な輸入規制手段を区別する必要がある⁽⁷⁾。また資本財、中間財、消費財を区別する必要がある。

④ 関税システムは量的規制システムに徐々にとって代るべきである。これが正しい方向であることは次の理由による。(i) 輸入取引の数が年々増大するにつれ輸入ライセンス業務が複雑になり、適切な行政処理ができなくなってきた。(ii) 輸入業者にとって量的規制システムよりも関税システムの

ほうがコストとアベイラビリティーを容易に評価することができる。(iii)遅れと誤用を引き下げるという行政的な観点からみて、財政的規制のほうが実物的規制よりも望ましい。(iv)徐々に保護を引き下げるという目的から見ても、輸入競争企業にとっては関税引き下げのほうが輸入規制の引き下げよりも、見通しが得やすく、また理解しやすい。

⑤資本財輸入に関する現行の体制には3つのカテゴリーがある。(i)国内生産がない場合、明記された資本財はOGLによって輸入できる。(ii)国内生産があり輸入が例外である場合、明記された資本財は制限リスト(restricted list)に置かれる。(iii)上記のどちらにも含まれない明記されていない資本財の場合、輸入はライセンス手続きによる。資本財輸入申請者は資本財委員会(Capital Goods Committee)によってその得失が検討され、また当該技術官庁による「国産可能かどうか」という観点からの承認と当該指導官庁による「必須(essentiality)」証明書が得られれば、輸入ライセンスを取得することができる。

資本財輸入政策は貿易政策だけでなく、技術政策、産業政策にとって広範な含意をもっている。一方では、国内資本財部門が持続的成長の不可欠の一部となるまでは、幼稚産業保護論は有効であるという点を認識することが重要である。他方では、世界市場から得られる資本財にアクセスすることは、工業部門の近代化と技術向上にとって必要であるという点を認識することも同じように重要である。

過去30年間にわたる輸入代替の強調は、広範囲にわたって相当洗練された資本財部門を作りだした。しかし国際競争にさらされることがなかったために、いくつかの部門では高コストと低品質を生みだした。1970年代後期からの資本財輸入政策の自由化は正しい方向へ向っての一つのステップであった。しかし、(i)輸入ライセンス制度と関税構造との整合、および(ii)幼稚産業保護論を無視することなく、資本財の国内生産が徐々に競争力を増すような変化をもたらすことによって、資本財輸入政策を合理化する余地がかなり残っている。

OGLリストにある資本財の場合、関税構造は合理化されるべきである。国内生産がないこのような資本財では保護の手段あるいは貿易政策の道具として関税は不要であり、関税は税収増加の目的に役立つだけである。したがって低関税が望ましく、世界価格に近い価格でこうした資本財が利用可能になれば、近代化、技術の向上、効率的輸入代替という目的に資することになる。

現在制限リストにある資本財は、資本財部門の国内生産の大部分を占めており、保護と競争とのバランスをとることが最も必要とされているカテゴリーである。国内生産がたとえば10年といった長期にわたって存続している場合には、保護の水準を計画的に引き下げることが望ましい。このために輸入ライセンスを緩和すべきである。換言すれば、資本財の国内価格がそれに等しい輸入品の関税込み価格を上回る場合、輸入にライセンスが与えられるべきである。

上記以外の資本財に関する輸入ライセンス手続きは、若干の変更と合理化をほどこして存続すべきである。

⑥中間財に関する現行の輸入政策は次のようなものである。すなわち、原料、中間財、スペア、消耗品は輸入ライセンス制度の中で、制限(restricted)、制限的認可(limited permissible)、自動認可(automatic permissible)、OGL(open general licences: 輸入自由ライセンス)の4つのカテゴリーに分けられている。こうしたカテゴリーに含まれている制限の程度は、なかんずく推計国内需要を満たす国内生産の比率の関数である。また中間財の場合OGLは本質的には残差項目である。中間財に対する輸入政策の組み合わせは多様な目的によって決定されている。一つには、輸出生産のための輸入と国内生産のための輸入を区別しなければならない。また一つには、世界価格での輸入可能投入財へのアクセスと輸入競争産業に対する保護の必要性とのバランスをとらなければならない。こうした諸目的を遂行するために輸入政策はますます複雑になり、その手続きはますます繁雑になってきた。自動認可カテゴリーと制限的認可カテゴリー

リーとの区別は科学的あるいは厳密なものではない。次のような問題もある。第1に、中間財輸入政策およびそこに含まれている制限の程度は輸入可能投入財の国内価格の関数ではない。第2に、関税構造および輸入ライセンス制度はしばしば異った目的で運営されている。

資本財とは異って中間財は選択的使用の面ではるかに代替性が小さい。また資本財とは異って中間財輸入は繰り返し生じる現象である。にもかかわらず中間財輸入政策の合理化と簡素化の余地はある。(i)現在制限カテゴリーにある原料、部品、スペア、消耗品は実際の使用者(Actual Users)に対する特定 OGL リストに移行すべきである。つまり当初は高関税を課して、現行のライセンス制度と同様輸入品からの保護を提供するが、その後は予告をもって、5年あるいはそれ以上の期間にわたって徐々に関税を引き下げていくべきである。(ii)自動認可カテゴリーは OGL と制限的認可カテゴリーに分りわけられるべきである。

⑦食糧穀物や食用油のような若干の商品を別にすると、現行の輸入政策は消費財の輸入を認めていない。消費財輸入政策を検討するにあたっては、ベースック・ヒューマン・ニーズを満たすために不可欠の消費財と、その他の財を区別しなければならない。外貨資源が稀少な状況においては、不可欠ではない財の輸入を禁止している現行の政策は存続すべきである。

第V章「技術、輸入代替、工業化」では、技術輸入政策の改善策、効率的輸入代替への移行および貿易政策と工業化との関連が論じられる。

①急速かつ効率的な工業化の一つの必要条件である継続的な技術向上は、技術の輸入によっても国産技術の開発によっても達成されなかった。

技術向上の手段としての技術の輸入は多くの要因によって制約されてきた。(i)ランプ・サム支払いの強調、外国企業に対する出資制限、資本財に対するライセンス手続きといった技術輸入を規制する現行の一連の政策が、技術輸入の幅と奥行きを制限している可能性がある。(ii)マクロ・レベルでみると現行の技術輸入体制は自由かつ許容的であっても、ミクロ・レベル

ルおよび輸入企業の技術能力の限界という点からみて、利用可能なアクセスが利用されていない可能性がある。(iii)世界市場において技術の売手によって課せられる制限的諸政策も、継続的な技術向上を制限している。技術の世界市場は多国籍企業によって支配されており、彼らは自らのR&Dや製品・生産加工革新技術を発展途上国の売手とシェアしたがらないからである。

継続的技術向上の手段としての国産技術開発は、異った諸要因によって制約されている。(i)国内企業間の競争が不十分で、技術の改善と変化をもたらさにいたらないということが考えられる。(ii)R&Dへの投資水準が十分ではないために技術革新と技術進歩をもたらさないとも考えられる。

インド経済の現段階においては、多くの部門において技術輸入へのより自由なアクセスが必要である。しかしR&D支出が巨額にのぼり国産技術の開発が目前に迫っているような若干の部門では、技術輸入に対して慎重になることが好ましい。このコンテクストの中で、資本財に体現した技術とノウハウの形での技術を区別することが重要である。前者は上述の資本財輸入政策でとりあつかわれたものである。ここでは後者をとりあげる。

(i)外国企業の出資なしに技術購入が可能である場合には、こうした輸入はOGLで処理されるべきであり、ランプ・サム支払いに対する適切な上限と、明記された最大限期間中のロイヤリティ支払い条件に従う。

(ii)外国企業の出資を伴うことなく技術輸入ができる場合、あるいはランプ・サム等が支払い条件の上限を超える場合には、このような輸入は選択的にすべきであり、外国投資局(FIB: Foreign Investment Board)によって規制される必要がある。

技術輸入政策に関してはなお2つの問題がある。

(i)どれくらいの数の企業が、同一時点で同一技術の輸入を認可されるべきか？

(ii)どの程度の頻度で、ある特定の部門における技術輸入は認可されるべきか？

前者の解答は国内市場の大きさに依存しており、後者の解答は技術陳腐化の率に依存している。

②過去30年以上にわって、輸入代替はインド工業化戦略の根本原理ではないにしても不可欠の一部分をなしてきた。その論理的根拠はマハラノビス・モデルによって与えられた⁽⁸⁾。回顧してみると、この戦略が工業成長の源泉であつただけでなく、広範囲にわたる洗練された工業部門の発展に寄与してきたことは疑う余地がない。しかし1980年代中葉には、インドの工業化は輸入代替過程が一定の部門においてほとんど完了した発展段階に到達した。しかし輸入代替過程が完了していない部門では、評価と合理化が必要とされている。

原則的には、インドのような大陸経済においては輸入代替は正しい戦略であるばかりでなく、不可避でもある。にもかかわらず、コスト、効率性、時間を考慮せずにこの戦略を遂行することはできないし、またすべきでもない。換言すれば、政策の強調点は輸入代替それ自体から、効率的輸入代替に移るべきである。それ故、輸入代替の国内資源コストの評価が不可欠である。

輸入競争産業に対して無限の期間にわたって高保護水準を与えることを正当化することはできない。輸入競争的生産が徐々に世界市場で競争力をつけ輸出生産に移行した部門もある。しかし低品質と高価格がますます明らかになってきた部門もある。工業化の現段階においては、こうした部門の社会的費用と社会的便益を注意深く査定する必要がある。輸入代替から生ずる便益を、生産者あるいは売手と消費者あるいは買手との間で、どのように配分するかという問題も無視することができない。

効率的輸入代替の目的を達成するためには、保護の水準を引き下げ、幼稚産業を徐々に育成し、競争力をつけさせることが本質的なことである。保護が徐々に引き下げられる時間的見通しを特定することが望ましい。

効率的輸入代替への移行にあたってなお2つの強調すべき点がある。

(i) 経過的な保護引き下げ計画は名目保護ではなく実効保護の観点から形

成されるべきである。

(ii)輸入代替は、後方連関の存在あるいは次如にふれることなしに、ある特定の部門それだけをとりだして評価すべきではない。しばしば製造工程の最終段階の輸入代替だけが注目されるが、それは外貨支出の観点からみたコストをおおいかくしてしまう。例えば最終財に対して厳しい制限が課せられていても、それを生産する投入財の輸入が制限されていなければ、最終財の実効保護率はきわめて高く、世界価格で計測すると負の付加価値になるという可能性もある。ここから2つの推論が成り立つ。

②製品の組立加工が世界価格での負の付加価値と結びついている場合には、最終製品を輸入するかあるいはまったくなしですませるかを選択することが望ましい。

③組立加工が世界価格で正の付加価値と結びついているが実効保護率が極めて高い場合には、段階的国産化計画 (phased manufacturing programme) の論理では国内生産の輸入比率を特定期間内に引き下げることに単純にはつながらない。つまり製造工程の最終段階での実効保護率を同時に徐々に引き下げる必要があり、またこうした輸入代替過程には後方連関があるということを確かめる必要がある。

第VII章「制度的フレームワーク」では様々な貿易促進機関と制度的インフラストラクチャーの評価が行われているが、ここでは省略する。また最後の第VIII章「要約と勧告」も省略する。

- (1) インド輸出の動向および構造分析としては、Panchamukhi [1974]; Wolf [1982]; Nayyar [1976] [1982] が定評のあるものである。ナイヤールはフセイン委員会の事務局長 (Member Secretary) であって、報告書の実質的なとりまとめ役である。他に Banerjee [1977]; da Costa [1986]; Chandrasekhar [1985] がある。またインドの国際競争力を論じたものとして、Verghese [1979]; Kelkar [1980] があり、またこれら両論文に対するそれぞれのコメントとして Pitre [1980]; Pillai [1980] が興味深い論点を提出している。
- (2) 輸出促進政策の検討についても、Bhagwati & Srinivasan [1975]; Pan-

- chamukhi [1974] ; Wolf [1982] がまず頼るべき文献であるが、他に S. Sen [1977] [1982] ; Kelkar [1977] [1980] ; Verghese [1978] もそれぞれ見逃すことのできないすぐれた論稿である。
- (3) カンドラ自由貿易地域 (KAFTZ) は1964年に設立されたもので、インドで最初の自由貿易地域であり、グジャラート州にある。またサンタクルス電子産業輸出加工区 (SEEPZ) は電子産業専用の自由貿易地域で、設立は1973年、場所はボンベイ郊外にある。なお U P 州にノイダ輸出加工区 (NEPZ), カルカッタ (西ベンガル州) にファルタ輸出加工区 (FALTA), マドラス (タミール・ナドゥ州) にマドラス輸出加工区 (MEPZ), コ钦 (ケララ州) にコ钦輸出加工区 (CEPZ) をそれぞれ設立することが決定している。
- (4) 輸入動向および輸入構造については、Nayyar [1982] ; Pitre [1981] ; da Costa [1986] ; Chandrasekhar [1985] 参照。
- (5) 主要な政府指定国営貿易機関 (canalising agency) には (カッコ内は統制輸入品目), Balmer Lawrie & Company (パラフィン・ワックス), Central Silk Board (原絹, まゆ), Cotton Corporation of India (原綿), National Film Development Corporation (映画用フィルム), Jute Corporation of India (ジュート・パルプ, 原ジュート等), Minerals & Metals Trading Corporation of India (アルミニウム, アンチモン, アスペスト, 銅, ニッケル, プラチナ, すず, 亜鉛, 銑鉄等), State Trade Corporation of India (人造非セルロース, 繊維, メタノール, ポリエステル・フィラメント・ヤーン, 天然ゴム, 印刷用紙等), Metal Scrap Trade Corporation Ltd. (スポンジ・アイアン, カーボン・スチール等) がある。こうした機関は輸出も専一的に取り扱っている。また上記品目の他に石油製品 (Indian Oil Corporation), 肥料 (MMTC), 薬品 (STC), 油種 (STC および Hindustan Vegetable Oils Corporation), フィーチャー・フィルム (National Film Corporation of India), 新聞用紙 (STC), 穀物 (Food Corporation of India), セメント (ONGG, Oil India Limited および STC), 脂肪過多酸・酸化オイル (STC), ナツメグ・にくずく (National Agricultural Co-operative Marketing Federation of India) はそれぞれカッコ内の指定機関によって O G L ベース (必要外貨は政府が負担する) で専一的に輸入されている (GOI [1985 a] Vol. 1, pp. 153-158)。
- (6) 「管理価格」が適用される主要な工業製品としては原油, 石油製品, 石炭, 電力, 肥料, 鉄鋼製品, 非鉄金属, セメントがある。
- (7) 関税政策は大蔵省の管轄下にあり, 一方輸入ライセンス政策は商務省の管轄下にある。主要な関税変更は通常毎年 2 月に発表される予算案に盛り込まれ, 一方輸入ライセンスの主要な変更は輸出入政策に盛り込まれるが, 双方

212 ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

ともに折に触れて改訂される。毎年の関税および輸出入政策変更の一覧表は Reserve Bank of India によって発行される *Report on Currency and Finance* (Vol. 1) に発表される。

- (8) マハラノビス・モデルは、周知のように第2次5か年計画から着手されるインド「重工業化」政策の基礎となったものである。たとえば、伊藤[1972]参照。

3. 貿易自由化政策をめぐる諸問題

(1) ラジーブ政権下の貿易自由化政策の内容とフセイン委員会勧告

以上、詳細に内容を紹介してきた「フセイン委員会報告」の主張は明確である。今一度要点のみをまとめておくと次のようになろう。

①貿易の発展と経済全体の発展（あるいは工業化）との間、また貿易政策と産業政策およびその他の経済諸政策との間には密接な関連があり、貿易問題だけをとりだして論じることはできない。またインドには輸出主導的成长の可能性はなく、成長主導的輸出がありうるシナリオである。

②インド経済の現段階においては輸出の促進と効率的輸入代替の促進の双方が不可欠であり、輸入の自由化は双方の目的を追求するにあたっての主要手段の一つである。また貿易政策はこの2つの戦略のバランスがとれたものでなければならない。

③輸出停滞の原因是、④高生産コスト＝低生産性、強い国内需要圧力、供給側の諸制約、手続き上のボトルネック、および低品質・弱いマーケティング能力等の非価格要因といった国内諸要因と、⑤輸出の相対的収益性の低さである。

④現行の輸出促進策は一層強化されるべきである。具体的には、⑥関税払戻し制度(DDS)の合理化・簡素化・迅速化、⑦現金補償支持(CCS)の課税控除、⑧輸入補充ライセンス(REP)の適用範囲の拡大、バス・ブック制度の導入等によるライセンス制度の自由化の促進。

⑨現行のインド輸入構造の特徴は、バルク製品の輸入が国営指定貿易業

者によって専一的に統制され (“canalisation”), その比率が総輸入額の 5 分の 3 ~ 3 分の 2 を占めていること, 換言すれば, 輸入政策でカヴァーしうる輸入額は全体の 3 分の 1 にすぎないことであるが, キャナライゼーションは例外的・選択的にすべきである。

⑥輸入規制の手段として関税システムとライセンスによる量的規制システムがあるが, 前者は徐々に後者に取って代るべきである。また輸入ライセンスのありかたは資本財, 中間財, 消費財によって異なるが, 消費財を別にしてライセンスの自由化が一層促進されるべきである。

⑦インド経済の現段階においては, 多くの部門において技術輸入の自由化促進が必要である。

フセイン委員会による上記のような「貿易自由化」勧告は, ラジーブ政権の「経済自由化体制」を支える一つの「隅の首石 (cornerstone)」(Chandra [1986]) として実行に移されていくことになるが, それはおおむね 3 つの政策変更として表現されている (Rakshit [1985])。ひとつは 1985/86 年予算案に見られるエンジニアリング製品およびコンピューター部品の関税引き下げ措置であり, 2 つめはエレクトロニクス製品・コンピューターフィールドでの製品および技術輸入の自由化であり⁽¹⁾, 3 つめは長期輸出入政策である。長期輸出入政策による自由化措置は次の 5 点にまとめられる。

①特定輸入者に関する輸入自由化。プライオリティーが与えられた輸入者は, ②登録輸出生産者 (registered export producers), ③認定貿易商社 (established trading houses), ④政府各省庁・銀行・公企業, の 3 つのカテゴリーである。また自由化の内容は, ⑤これら輸入者の輸入必要品目のいくつかを, 輸入される品目にかかわりなく OGL で処理する。⑥輸入資格ライセンスの取得価値の上限を引き上げる。⑦製造業者一輸出業者に対して「輸出入パスブック」を贈与する。これはすべての目的にとっての無関税輸入ライセンスである。⑧輸入商社に対する事前ライセンス取得,

「貿易商社証明書」の更新、スペアパーツ・ライセンス効力期間、および輸入ライセンスの一部の品目別譲渡可能性の諸点における規制緩和、である。

②特定商品に関する自由化。201品目にのぼる多くの品目がOGLに移された。これは自動認可リスト（Automatic Permissible List）が廃止され、すべての品目がOGLで処理されるようになったためである。

③コンピュータの技術、完成品、およびコンピューターを含むすべてのエレクトロニクス製品の部品輸入の大幅な自由化。

④53品目のデキナライゼーション、つまり国営指定貿易業者による専一的輸入からの自由化。

⑤ライセンス手続きの一層の緩和。

ラジーブ政権下の経済政策をインディラ時代のそれと比較すると、より速度の早かった、またより強度の増した自由化体制への移行として特徴をとらえることができよう。80年1月政権に復帰したインディラは「機能する政府（Government that works）」を公約した。ラジーブはこれを受け自らの政権を「より早く機能する政府（Government that works faster）」と定義してみせたが、この冗語はラジーブ政権のせきこんだ性格をよく表わしている。貿易政策の分野でも同様のことが言える。インディラ復帰政権が貿易自由化＝輸入の自由化への顕著な歩みを進めるのは、政権復帰3年目の1982年4月に発表された1982／83年輸出入政策においてである。1981年11月のIMFからの50億SDRにのぼる借り入れ承認取り付け前後の、一連の政策の一環として位置付けられる輸入政策の自由化は、たしかにIMFの圧力（IMF借款にあたっての借り入れ国に対する“conditionality”の遵守）を感じさせるものであり⁽²⁾、この後1983／84年、1984／85年輸出入政策においても輸入自由化の基調が続くことになる。3年間に及ぶインディラ政権下の輸入自由化措置をまとめてみると、OGL品目の拡大、ライセンス手続きの緩和およびライセンス有効期間の延長、輸入禁止リストの廃止、100%輸出指向工場の輸入自由化品目の拡大およびテ

クニカル・デザインと輸入補充ライセンスの輸入認可額の上限引き上げということになろう（付表参照）。ラジーブによる輸入自由化が、インディラの引いた路線の延長上に、一層強まった形で位置づけられることは明らかである。OGL 品目の拡大、ライセンス手続きの緩和という手法はインディラの手法を踏襲したものである。しかし一方エレクトロニクス分野（コンピューターを含む）での自由化、53品目のデキナライゼーション、パス・ブック制度の導入、自由化の手段としての関税引き下げの重視という4点はラジーブ政権の新機軸である。このうち最後の3つはフセイン委員会勧告に従ったものであるのに対し、エレクトロニクス分野の自由化はラジーブの個人的な夢の実現を目指すものであって、最もよく彼の性格を反映したものであると言えよう。

しかし以上のような貿易自由化政策＝輸入の自由化をより正確に評価するためには、80年代に入って顕著になる経済自由化政策全体の流れ、ひいては独立後インドの経済政策体系の展開の中に、貿易自由化政策の展開を位置づけて検討する必要があろう。

一般的に言って、戦後の発展途上国世界における「経済自由化政策」は相互に関連しあうが、3つの異った契機を含んでいる。一つは「市場メカニズム（あるいは競争原理）の導入」という契機であり、一つは「外国資本への門戸開放」という契機であり、もう一つは「国際市場への門戸開放」という契機である。この3つの契機は周知のようにアジア新興工業諸国の高度経済成長を支えたものとして知られているものであり、経済自由化の政策体系として、分かちがたく結びついて一つにとけあっている。つまり国際市場および外国資本に門戸を開放することによって国内に競争原理を導入し、それをバネにして生産性と効率を上げ、輸出競争力を強化し、経済成長率を上昇させるという動態的な政策モデルである。換言すれば外資政策の自由化、貿易政策の自由化、産業政策の自由化が一つの体系の中にワンセットとして組み込まれたモデルであると言えよう。

80年代インドの「経済自由化体制」において、上の3つの契機はどのよ

うに結びついているのであろうか？ また「経済自由化体制」は独立度インドの経済発展史の中で、どのように位置付けられるのであろうか？ 以下ではインド国内で沸騰している経済自由化政策の是非をめぐる諸議論をとりあげるという形で、この問題を検討していきたい。

(2) 「経済自由化」政策批判の論理

インドの経済自由化をめぐる議論は、1981年11月のIMFからの50億SDRにのぼる借り入れ問題を契機に一挙に燃え上がった。とくに問題となつたのは、借款にあたってIMFがインド政府に課した「条件(conditionality)」である。野党側は、1966年の世界銀行からの借款がルピー切り下げを伴つた経験を想起して、今回の借款においてもIMFの圧力によってルピーの切り下げが生じ、そうなればインドの「主権は喪失する」として、政府を強く非難した。実際にはルピーの切り下げは生じなかつたが、1966年の時と同じように、これを契機にインディラによって「経済自由化」政策が顕著に打ち出されることになる⁽³⁾。

こういう経緯から見て、IMFの「勧告」という形をとつた「外圧による自由化」論から検討するのが自然であろう。この立場はIMF問題が明らかになってきた81年8月に西ベンガル州蔵相アショク・ミトラによっていちはやく表明されたものであり、反インディラ派経済学者にとって多かれ少なかれ共通の認識となっているものである。しかし自由化の背景・意味・影響をどうとらえるかという点において、論者の間には微妙な認識のズレがある。

サウ(Sau [1983])は借款にあたってIMFがインド政府に提示した「覚書(Memorandum)」を検討するというスタイルをとつて「自由化」の意味をさぐつているので、彼の議論から見ていこう。彼によると、IMF覚書による国際収支赤字調整策の最大の特徴は「効率、近代化、長期的成長という名の輸入自由化の拡大」、すなわち「輸入圧力成長戦略(import-pushed growth strategy)」である。しかしインドにおける輸入自由化の

傾向はすでに1960年代後期から始まり、70年代中葉に加速しており、IMFの構造調整プログラムは「インドが自ら選択した経済動向を早めただけ」で、「その動きの方向も様式も変えなかった」とする。しかし「商品、サービス、外資、外国技術の輸入」の面では新しい要素を含んでいる。その上でこのIMFの戦略は、効率と輸出を促進するためにより多くの輸入が必要となり、輸入をまかうためにより多くの輸出が必要になるという「輸入の悪循環（vicious circle of import）」をもたらし、更に外資流入が増大し、状況は一層悪化するであろうと展望している。

バグチらは（Bagchi, Ghosh & Dasgupta [1985]），インディラ復帰政権以降の自由化政策を視野に含めて、ラジーブ政権の産業政策を批判したものである。彼らは1985年の産業政策を「1966年頃に始まった成り行きまかせの政策の集約」であり、「自助（self-reliance）の完全な放棄によって特徴づけられる政策」とみなす。彼らは政府の産業政策の特徴として次の6点を挙げている。^④①インドの産業は海外の産業と十分に競争できるものにならなければならず、そのために輸入自由化によって国際競争の疾風にさらされなければならない。^⑤この目的のために、インド産業は自らが望むすべての技術を自由に輸入することができなければならない。^⑥消費者は全ての消費財を自由に選択できなければならず、この点からみて生産に対する全ての規制は撤廃されなければならない。^⑦国内需要が不十分であるので、インド産業は海外市場を求めなければならない。^⑧公共部門は自ら立たなければならず、それができない場合は民営化されるか、あるいは緩慢な死をとげるべきである。^⑨民間の経営悪化産業（sick industries）もまた死に至るべきである。つづいて彼らは①輸出主導成長の展望、②技術輸入自由化の含意、③新織維政策、および④公共部門の4点に論点を整理して議論を展開している。^⑩①の輸出主導成長は昨今の世界経済停滞下では「時期を失ったもの」であり、インド製造業品需要の伸びは期待できず、また輸入自由化は国際収支を悪化させ対外債務の悪化をまねくだけであるとしている。^⑪②の技術輸入の自由化の例として、彼らは乗用車（マルチ自

自動車と日本資本＝鈴木自動車工業との提携）とエレクトロニクスの例を挙げ、これらを「輸入主導成長」と規定した上で、これらは既存部品産業の破壊という形での「部分的脱工業化」をもたらしているばかりでなく、こうした「エリート消費財」は規模の経済が働くほど国内市場が大きくなないので成功しそうにないとしている。③の新繊維政策は大企業による市場の独占をもたらすが、輸出増大の可能性をもたらすものではないとしている。④の公共部門の考察では、公共部門は民間部門と比較すると全要素生産性ではすぐれているだけでなく、公共部門が十分に効率性を発揮できないのは様々な政策上の制約によるものであり、こうした点を無視した昨今の産業政策は完全な誤りであるとしている。

アトレヤ (Athreya [1985]) も「新経済政策」と呼ばれるラジーブ政権による諸政策—④1985／86年予算案、⑤産業政策（エレクトロニクス産業、繊維産業、製薬産業といった個別産業政策と独禁法あるいは外貨規制法の緩和といった全般的産業政策）、⑥外国貿易、技術輸入、外資提携分野での諸方策—を、それ以前の政策と比較するという方法をとっている。ここで彼が「以前の政策」といっているのは1966年以降のことである。彼によると1951年から1966年までは工業成長の主源泉は公共投資と輸入代替であったが、60年代中葉にインドは食糧、外貨、ルピー資源の3重の危機をむかえ、この危機を乗り切るために経済自由化戦略（ルピー切り下げ、外資と輸入に関する規制の撤廃、公共投資の削減、民間部門の役割強化、「緑の革命」戦略の導入）が始まった。これ以降「継続的な自由化プロセス（1966年～1985年）」が見られるが、1980年代はこの局面における新段階である。そして80年代の自由化は工業停滞と経済危機を打ち破ろうとするもので、「全ての規制の撤廃、エリート消費財の奨励、外資の導入、輸出主導成長の追求による成長誘引戦略」であり、「以前の政策のより意図的な応用」であると位置付けている。つづけて彼はこうした自由化戦略がもたらすであろう帰結を考察しているが、それはインフレ、多国籍企業の役割の強化、国際収支の悪化と対外債務の増大をもたらすものであり、インドは「従属

「資本主義への道」を歩むことになろうとしている。なぜなら国家の階級的基礎は独占資本と地主にあるからであり、そのため成長のための資源は外国から調達しなければならず、また外国市場とエリート消費財による国内市場の拡大を求めざるをえないからであると結論づけている。

サンヤル (Sanyal[1984]) は、インディラ政権下での「非常事態(emergency)」下に始まり 1983/84 年に勢いを増した「経済政策のいくつかのシステムティックな傾向」を「規制の性格の変化」として把握している。この「性格の変化」は政府によって「物的規制 (physical control) から財政・金融的規制 (financial control) への移行」として認定されているものである。インドにおける主要な「物的規制」は、④大規模産業の新設ライセンス、⑤大企業の生産能力新設および拡大ライセンス、⑥資本発行規制、⑦輸出入および外資規制、⑧銀行信用規制であるが、彼はこうした規制における「性格の変化」が 3 種類見出せるとしている。すなわち、①政府歳入の増加を目的とする変化、②単なる規制緩和、③公共金融機関による民間企業に対する規制の強化である。①は政府の財政危機に対応する措置で、輸入自由化 (つまり物的規制である輸入ライセンスを緩和して輸入関税を引き上げる)、非居住インド人によるインド国内への投資と預金の奨励、1981年から始まる多国籍企業と外資提携の条件緩和がこれに入る。②としては、特定産業の民間企業への開放=参入認可 (たとえば電気通信産業)、ライセンス分野での様々な規制緩和、銀行による信用認可制度 (Credit Authorisation Scheme) による貸出認可額の引き上げがある。③は1984年1月の転換条項 (convertibility clause: 金融機関貸付金の株式への転換に関する条項。インドでは民間企業の大半の株式を公共部門金融機関が握っており、その気になればいつでも経営者を交代させ得る) に関する新ガイドラインであるが、これは公共部門金融機関による民間企業の規制を強化する方向で改訂された。ところで上記の 3 種類の規制の性格変化は一見矛盾するように見える。しかし彼はこれらを「独立後の発展過程の産物」として、国家論=階級論の観点から説明している。すなわち、

「過去35年間の経済的・政治的発展は、国家が資本主義の発展を促進しながら、一方では相対的自律性を獲得したという事実によって特徴づけられる。国家の相対的自律性は反目しあう資本家と地主という搾取階級間だけでなく、こうした搾取階級とその他の組織的階級（プロフェッショナルズ、知識人、小規模資本家、組織労働者）間で国家が演じうる裁定者としての役割から生じるものである」とし、この役割の中から「官僚と知識人という政策形成エリート層と国家」が「社会主義型社会（socialistic pattern of society）に基く発展」という自らのイデオロギーを持つに至ったのである。したがって、上記の3つの規制の性格変化もいずれかの階級の利害をそのまま反映するものではなく、「国家による規制の強化」を自己目的とする、国家とエリート層のイデオロギーに基いているものであると分析している。

つづいて彼は上記の観点からラジーブ政権による「新経済政策」の性格を検討し（Sanyal [1985]），次のような結論を導いている。①ラジーブ政権による諸政策は「自由化」と呼ばれているが、国家による監視と介入は以前とは異った目的のために継続されているのであって、「本当の自由化」ではない。②新政策は農村および都市富裕層の継続的な地位改善の最終結果であり、「インドの社会主義型社会が社会主義からはほど遠いように、インドの自由化もまた自由市場制度からはほど遠い」と結論づけている。

最後にパトナイク（Patnaik [1985] [1986]）の議論を見ておきたい。彼もまた経済「自由化」政策の背景・意味・帰結を「政治経済学」の観点から考察しているが、これを①「外部圧力の高まり」＝「インド国家資本主義と帝国主義との資本間競争」と、②「内部圧力」＝「インド資本主義発展過程の内的矛盾」という二重の観点からとらえ、壮大かつ明解なテーマを提出しているので、以下若干詳細に内容を紹介しておこう。

①についてのパトナイクの議論は次のようなものである。

②1966年のルピー切り下げに対する世界銀行の「勧告」から今回のIMFの「借款条件」に至るまで、一貫して「市場諸力の自由な競争」を導入せ

よというメッセージが送られてきた。しかし今日の先進資本主義国の中、「自由」貿易制度という枠組みの中で工業化を達成した国はなく、むしろもっとも「自由な」貿易制度を強いられたのは第1次世界大戦前の植民地であって、こうした諸国では工業化は不十分で、今日低開発に陥っている。

⑥資本間競争はレーニンの言うように基本的には経済領土を求める戦いであり、この戦いにおいて各国の資本は国家の力を利用する。「輸入代替」戦略と「輸出促進」戦略、あるいは「内向的」発展戦略と「外向的」発展戦略は本当の二律背反ではなく、ある特定の資本にとって経済空間を拡大するための異った、また必ずしも相互排他的でない方法である。また「国家資本主義」は帝国主義に対して相対的自立性を持つが、これを社会主义的発展に添った進歩とみなすことは疑う余地なく誤りである。

◎1950年代インドにおける関税保護と量的輸入制限はインド資本の経済空間を拡大する方策であり、同様に大規模な国家投資支出もインド資本のために国内市場を拡大する方策であった。まさにこの点が中枢資本(metropolitan capital)、とりわけアメリカ資本の怒りをかった点である。現在レーガン政権下で第3世界に対する「自由化」の外圧が高まってきているが、これは多国籍企業の製品と投資に対して第3世界の経済を開放せよということである。また近年のレーガンの態度の「硬化」は先進資本主義諸国の危機の現われであり、第3世界に対する「自由化」の強制は先進諸国市場を拡大することによって、第3世界の現地資本の犠牲の上に先進諸国資本の危機からの回復を求めるものである。

②についての議論は次のように展開される。

③「自由化」に対するより決定的な要素は「内部圧力の高まり」であるが、これをもはや規制を必要としないほどインドの大企業が発達した結果と見るのは誤りである。そうではなく「自由化」への移行は60年代中葉の経済危機への対応である。独立後インド工業成長の主要な刺激となったものは公共投資の成長であるが、60年代中葉からの公共投資の停滞は工業成長を弱め経済危機をもたらした。公共投資停滞の理由は国家財政の危機で

ある。

⑤国家財政の危機はインド資本主義発展過程の内的矛盾から生れたものである。独立後インドの資本主義発展は大規模な土地集中構造を解体することなく促進された。このため農業成長が制約されたばかりでなく、工業製品のための国内市場の拡大が制約された。そこでこうした市場制約を克服するために、大規模な国家投資支出が必要となったのである。しかしインドの国家権力はブルジョアジーと地主の階級同盟に基礎を置いているので、国家は資本主義発展を促進するために大規模支出を実行しその役割を果たしたが、一方資本家は経済余剰の一部を税収という形で国家に返そうとせず、また地主も重税には応じなかった。このため公共支出は赤字財政、間接税、援助に依存せざるを得なかった。この結果生じたインフレーションは資本家と地主の経済余剰をますます増やし、総社会生産物に占める民間のシェアをますます増大させた。この結果は公共投資の停滞と労働者・低所得者層の消費の削減であり、ここに経済危機が生じたのである。

⑥「自由化」を支持しているのは資本家であるが、既存の独占資本は「全面的自由化」には反対しており、「選択的自由化」を望んでいる。彼らは公共部門企業と小資本家を犠牲にするかぎりにおいて多国籍企業を許容するが、多国籍企業が自らの地位をおびやかすことには反対するからである。一方世界銀行スタイルの「自由化」を望んでいるのは、中枢資本と提携して既存企業の独占的地位を打破しようとしている新興資本である。また都市中産階級=官僚・プロフェッショナルズも、「がまんしてきた」需要を満たすために「自由化」を支持している。

⑦パトナイクは以上のように「自由化」の背景と歴史的意味を解き明かしたのちに、「自由化」の帰結と展望を次のように述べている。

⑧1985／86年予算案に見られる「自由化」措置は「奢侈消費財主導成長」と呼べるもので、意図的な反平等戦略であり、中枢資本の役割を増大させるものであり、また中小資本の駆逐をもたらすものである。その結果国家の階級的基盤は狭まり、政治的独裁がもたらされる傾向がでてこよう。

⑤耐久消費財主導ブームが起こる前に債務危機に見舞われるであろう。とくにインドの場合新しい耐久消費財（例えば乗用車）の市場はあまりにも小さくて持続的なブームは起こりそうにない。インドではブラジルのような耐久消費財ブームは起こらないし、そのブラジルですら累積債務のワナにとらわれることになった。

⑥国内市場を目指すかわりに輸出市場を目指すべしという議論があるが、この議論は経験的でありそうにもない。その上日米資本との提携で新商品の輸出市場を開拓する能力は、結局は日米資本が国際的企業展開にあたってインドを輸出基地として利用するか否かにかかっているが、こうした可能性を示す特別の徵候はない。

以上見てきたいいくつかの議論は、いずれも国民會議派政府に批判的な立場からのものである。これらの論者はすべて「自由化」政策に反対であり、また「政治経済学」的な観点から考察を行っている点において、多くの共通したものを持っている。しかしその中でも論点の微妙な、あるいは大きなズレがある。ここでいくつかの問題点を整理しておこう。

第1は「経済自由化」政策の性格をどう把握するのか、あるいはそれはどの程度の「経済の自由化」であるのかという問題である。「自由化」の内容が製品輸入の自由化、技術輸入の自由化、外資提携の自由化、産業政策の規制緩和、民営化の推進にあるという点で多くの論者の見解は一致しており、たしかにこのような「自由化」の傾向が顕著になってきたという点を誰も否定することはできない。しかしそれらがどの程度の「自由化」であるのかという点になると、事態はそう明確ではない。バグチ＝ゴーシュ＝ダスグプタが「自助の完全な放棄」と見なす「政府の産業政策の特徴」や、あるいはアトレヤが「全ての規制の撤廃」とするものは、具体的な「自由化」政策に対する批判よりも、むしろ政策遂行の背景にある「自由化」理念に対する批判である。これは彼らが「自由化」というものに対して過敏に反応しすぎていることの現われであって、イデオロギー

的なレヴェルでの対応といってよい。一連の「自由化」措置によっても、独立後インド経済政策の骨格をなす産業ライセンス規制や外貨規制法(FERA)や独占禁止法(MRTPA)や技術輸入を含む輸入規制や、その他諸々の規制のシステムそのものがなくなったわけではない⁽⁴⁾。彼らの議論は「自由化」の傾向あるいは理念だけをとりだしたものであって、そこにはインドの経済規制システム全体に対する正確な評価が欠けていると言わざるをえない。一方こうした議論に対しサンヤルの議論はラジーブによる「新経済政策」を「規制の性格の変化」としてとらえている点においてはるかに現実的である⁽⁵⁾。彼の議論は「国家の相対的自律」論を基礎にしたもので、「自由化」によっても「国家の監視と介入」がなくなったわけではないとする点に特徴がある。一般的に規制のない国家ではなく、また国家のない自由市場制度が現実に存在しない以上、「完全な自由市場制度」というものは一つのフィクションであって、サンヤルの見方はインドのみならず全ての国に妥当する議論であり、とりわけ最近のアジア NICS の「自由化」の性格を判断するにあたっても示唆的な見方であると言えよう。しかしせっかくインドの「自由化」を「規制の性格の変化」として把握しながら、それを「国家による規制強化の自己目的化」と同置してしまったために、「規制の性格の変化」の方向がいかなるものであり、またそれが現実の経済動向にどのような影響をもたらすのかという点の分析が薄手になってしまったように思われる。

第2はラジーブ政権による「経済自由化」政策を独立後インドの経済政策展開史の中にどのように位置付けるのか、ひいては独立後インド経済史の時期区分をどう把握するのかという問題である。1960年代後半から「自由化」の傾向が始まったとする点において多くの論者の見解は一致している。アトレヤは1966年以降を「継続的な自由化プロセス」とし、パトナイクも同様に「自由化」への移行を60年代中葉から始まる「経済危機への対応」と位置付けており、またサウもバグチ＝ゴーンュ＝ダスグプタもラジーブ政権に至るまでの20年間を「自由化」が「加速」する一連の時期とし

て把握している。1966年を「自由化」の起点とする彼らの議論の背景は、世界銀行の「圧力」によるルピーの切り下げとそれに伴う輸入自由化措置である。これに対しバル (Baru [1983] [1985]) は80年代の「自由化」の起点を70年代中葉の非常事態下でのインディラの経済政策に求めている⁽⁶⁾。またバグワチ=スリニヴァサンも1966年からの「自由化」局面は1968年で終りをつけ、1969年からは局面の「逆転」が起り、少なくともこの傾向は1973年まで継続したと見ている (Bhagwati & Srinivasan [1975] Ch. 1)。同様にパランジャッペも1973年の産業ライセンス政策の改訂をもって「自由化」の起点としている (Paranjape [1985])。両陣営の見解の相違は1969年～1973年の一時期をどうみるかという点にあり、1965年まで、および1973年以降についてはおおよそ見解は一致している⁽⁷⁾。1969年～1973年が規制強化の方向にあったことは明らかである。1969年の主要商業銀行の国有化および独占禁止法の制定、1970年の産業ライセンス政策声明、1973年の外貨規制法の制定とつづく一連の政策動向が、規制強化の方向にあったことを誰も否定することはできない。この点に関しては、バル=バグワチ=パランジャッペの評価はまったく正当である。一方アトレヤ=パトナイク=サウ=バグチがこの事実を完全に無視しているのは、彼らが一個の解釈の図式にとらわれているからに他ならない。その図式とは、①60年代中葉からの経済停滞はインド資本主義の体制的危機によるものであり、②自由化は体制的危機からの脱出策として不可避となったのであるから、③体制的危機が克服されないかぎり自由化政策も継続せざるをえず、④のみならず60年代中葉以降体制的危機はますます深まっているのであるから自由化もますます推進される、というものである。この論理は反体制政治運動の論理にはなりえても歴史科学の論理としてはいささかおそまつである。すべてを体制的危機から説明することは歴史解釈の余地をせばめることになり、政策選択の客観的可能性を認めようとしない態度に結びつきやすく、ひいては解釈の図式の中に歴史を押し込めることになろう。

第3は「経済自由化」政策推進の階級的利害関心あるいは国家権力の階

級的基盤に関する問題である⁽⁸⁾。すでに触れたようにサンヤルは「自由化」政策を「規制の性格の変化」としてとらえているが、それを推進しているのは国家＝政策形成エリート層であって、資本家でも地主でも、あるいはその他の組織的階級でもないとしている。これはたしかに魅力的な仮説ではあるが、「規制の性格の変化」が意味するものをダイナミックに把握することができない。一方パトナイクは国家権力の基礎をブルジョアジーと地主から成り立つものとみているが、「自由化」に関しては「選択的自由化」を支持する既存の独占資本と、「全面的自由化」を支持する新興資本・都市中産階級の対立を検出している。また彼は国家と資本家・地主といった支配的階級との間の矛盾、すなわち国家は資本主義発展の基礎を提供したが資本家・地主はそれによって得た経済余剰を国家に返さなかったことから生じた、体制に内在する矛盾＝危機を「自由化」の推進動機と見なしている⁽⁹⁾。パトナイクの議論は明解であり、また「自由化」をめぐる資本家間の対立を指摘しているが、より基本的な対立である資本家と地主、あるいはバルダンの指摘するような資本家、地主、プロフェッショナルズ3者間の利害関心の対立に関する分析(Bardhan [1984])が欠けており、片手落ちの感をいなむことができない。

第4は「経済自由化」政策の帰結をどのように展望するかという問題である。サウは「輸入の悪循環」がもたらされるとする。バグチ＝ゴーシュ＝ダスグプタは「自由化」は「輸入主導成長」による「エリート消費財」産業を導入するものであるが、国内市場が小さいため「エリート消費財」産業は成功しそうになく、結局は国際収支の悪化、対外債務の増大、部分的脱工業化がもたらされるとする。アトレヤもバグチらとほぼ同様の考え方を示しているが、更に一步進んで「従属的資本主義への道」を歩むことになろうとしている。パトナイクは「自由化」を「奢侈消費財主導成長」と規定し、それは中枢資本の役割增大、中小資本の駆逐、政治的独裁、対外債務危機に帰結するとしている。バルも「自由化」は「奢侈財の飛び地」を生みだすと見ており、またパランジャッペも国際収支の悪化と对外

債務の増大を挙げている。つまりこの点に関しては上記の論者の間には、ほとんど意見の相違はない。すべての論者は「自由化」政策を誤りと見なしており、その帰結はおおむね多国籍企業に代表される国際中枢資本への従属と国際収支の悪化=対外債務の増大としている⁽¹⁰⁾。こうした展望はインドの反体制知識人（おおむねマルクス主義者）に共通するものであるが、あきらかに「自由化」に対する定型化した過剰な反応である。たしかに国際収支の悪化=対外債務の増大は現状から判断する限り、少なくとも短期的には避けられそうにもない。また「エリート消費財産業」主導による発展も明らかに限界があろう。しかし彼らの批判の弱点は、その批判の矛先が結局は「外敵」に向けられ、インド国内の矛盾の解決には向けられない点にある。一時期のどこかの国のマルクス主義者と酷似して、こうした外資に対する過剰な反応はすぐれてナショナリストイックなものであり、いずれは現実の進展の波間にのみこまれてしまう性格のものである。必要なのは公共部門の停滞と競争の欠如によって特色づけられるインド工業の現実をいかにして打破するのかという、より具体的なプログラムを含んだ政策提言であろう。こうした観点から見るならば、問題は外資の排除そのもの（敗北主義的解決！）にあるのではなく、自らの経済発展の論理の中にいかにして外資を組み込み、いかにしてそれを発展のテコにするのかという点にあることは自明である。外資提携あるいは外資導入・技術導入は両刃の剣であって、ただちにそれを国際中枢資本への従属と見なすのは経済発展の主体性を欠いた論理であると言わざるをえない。

(3) 「輸出ペシミズム」論争

上に見たように「経済自由化」批判論者たちの議論は、産業政策の自由化、貿易政策の自由化、外資政策の自由化という自由化体制を構成する3つの要素のうち、とりわけ外資政策の自由化と輸入（とりわけ技術輸入）の自由化に敏感に反応した議論であった。しかし皮肉なことに70年代後半から始まる「自由化」の動向は産業政策の分野（産業ライセンスの自由

化)において最も顕著で、外資および技術提携の分野において最も慎重である(付表参照)。またフェイン委員会報告から明らかにように、輸入自由化論は輸出促進論と分かちがたく結び付いており、輸出促進論の是非を問うことなしに輸入自由化の弊害を論ずることはできない。「経済自由化」批判論者たちは輸出促進論に対してまったく悲観的であり、そのためには「自由化」は国際収支の悪化と中枢資本への「従属」をもたらすものとして観念されることになったのである。しかし「輸出ペシミズム」論は「経済自由化」批判論者たちだけに共通するものではなく、より広範なサークルからも同様の見解が示されているものである。ここではチャクラヴァルティの「80年代におけるインド開発戦略の諸側面」(Chakravarty [1984])での問題提起をめぐる一連の論争を紹介しながら、「輸出ペシミズム」論を検討していく。

チャクラヴァルティの議論は、1960年代中葉から今日に至るまでの成長停滞要因としての需要の役割を強調するところから始まる。貯蓄の増大が成長率の上昇に結びつかないというこの時期のインド経済の謎は資本・産出高比率の上昇として説明されるが、どのような要因が資本・産出高比率上昇過程に影響しているのかは明らかではないとし、その要因として需要要因を重視している。そして需要は国内需要だけではなく輸出からも成り立つとして「輸出の役割」を検討し、次のように述べている。「私は輸出パフォーマンスを引き上げる必要性を過小評価しているわけでもないし、またいくつかの部門において輸入代替が過度に高価であるということを否定しているわけでもない。しかしこの段階でインドが輸出の前線で主導的な国になるとは思われない。」その理由として彼は、①インドでは非貿易部門の相対的規模があまりにも大きくて、国内需要を満たすことすら処理上の問題が生じていること。②十分な輸出競争力を創出することにいたるほどの実質賃金引き下げが不可能であること。③現在世界経済で生じている技術変化は、新たに生れつつある国際分業に大きな不確実性をもたらしていること、の3点を挙げている。

バグワチ＝スリニヴァサン ($B=S$) はチャクラヴァルティの議論をとりあげ若干のコメントを加えている (Bhagwati & Srinivasan [1984])。彼らはまずチャクラヴァルティの議論を 2 点に整理している。すなわち、①60 年代中葉から今日に至るまで、インド経済はめざましい投資増大にもかかわらず停滞しているが、チャクラヴァルティはその要因として国内需要の抑制を挙げている。②チャクラヴァルティのこの選択には、独立後インドのプラニングと政策を特徴づけてきた輸出ペシミズムが暗黙の内に前提されており、彼の将来のシナリオも再び輸出ペシミズムによって支配されている。ここでは②の点だけをとりあげよう。②について $B=S$ はチャクラヴァルティの議論を、④インドは単に貿易拡大の外的機会を開発することができない、⑥対外的環境はインドにとって好ましくない、の 2 点に要約して検討している。④の議論のポイントは賃金抑制が可能かどうかという問題である。 $B=S$ は、この問題は要するに賃金を抑制しうる優れたマクロ政策を持つかどうかにかかっているとし、極東諸国に見られる「輸出促進戦略によって生みだされた卓越したミクロの誘引は健全なマクロの基礎の上に築きあげられたものである」と述べ、また「インドの悲劇は、保守的ではあるが穩当なマクロ政策をもちながら、(貿易政策を含めた)ミクロ政策がこの事実を利用できなかった」ためであり、その責を負うものは「不当な輸出ペシミズム」であるとしている。また⑥の「好ましくない対外環境」論も論拠がないとする。 $B=S$ は、かつてはインドよりも小さな工業ベースしかもたなかつた諸国（たとえば韓国）の製造業品輸出額が現在ではインドよりも大きくなっただけでなく、より驚くべきことに製造業部門の絶対的規模がインドにキャッチ・アップしてきていることを指摘した上で、要するに満足のいかないインド輸出パフォーマンスの原因は「インドの経済政策の誤った前提」にあると結論している。チャ克拉ヴァルティと $B=S$ の対立は 60 年代中葉からのインド経済の停滞をめぐる一連の論争の延長線上にあるもので、停滞の原因を「構造」と見るかそれとも「政策」と見るかの対立である。あるいは彼らの対立の中には「土着」派

と「国際」派の対立といった面も含まれているかも知れない。

ゴーシュはチャクラヴァルティを援護する形で議論を進めている(Ghosh [1985])。彼女の議論を以下に要約しておこう。

①輸出促進戦略には2つの見方がある。一つは、全般的成長戦略の方向性に関連させて、輸出市場を国内市場の停滞あるいは不況傾向を相殺する追加的あるいは代替的な需要源とする見方であり、もう一つは、主に輸入増加に資金調達するための外貨獲得手段として輸出の成長をとらえる見方である。

②「国内需要代替源としての輸出」論から検討しよう。この議論は国内の生産構造が国際市場の要求にますますかなうように転換することを意味する。換言すればその他の国内の諸問題（雇用増加、部門間均衡の改善、所得分配の改善、ベーシック・ニーズの提供）は第2義的な重要性をもつものとみなされ、またこうした諸問題解決のための戦略は輸出主導成長戦略と矛盾するかもしれない。このような矛盾の解決は結局は政治的選択であるが、そのためにはインドでは国家を正当化する必要がある。

国内向け生産を輸出に転換する可能性に影響を与えるその他の経済的因素がある。インドではGNPに占める輸出の比率はきわめて小さく、対外需要が国内需要の停滞を相殺するためには、GNPに対する輸出の比率は相当大きくならなければならない。問題は、多くのインドの伝統的輸出品に対する需要が著しく停滞していることを所与とすると、巨額な輸出総額の拡大をもたらすために、どの程度の非伝統的輸出品の増大がなければならないかという点である。

③ここで世界の貿易状況が問題になる。過去のインドの貧しい輸出パフォーマンスが世界の経済環境によるものでなく、ある特定の経済政策によるものであるというB=Sの議論はまったく正しい。しかしこの議論は現時点ではとるにならない議論である。

第1に世界経済は最近のリセッションから極めて緩慢にまた限られた形でしか回復していないし、また将来の輸出成長は世界需要のパターンの変

化に柔軟に対応しうる経済での、高度技術貿易関連投資の動向に高度に関連したものになるであろうからである。当面インド経済にこうした柔軟な対応は望めず、どこに比較優位があるのかも明らかでない。第2に主要先進国および新興工業諸国における保護主義の高まりがある。第3に累積債務に悩む多くの新興工業諸国は債務返済のために輸出を大幅に拡大しており、インドはこうした国々と競争しなければならないだけでなく、日本や中国とも競争しなければならない。

このように考察してきたからといって、輸出努力をするべきではないと言っているのではない。まるで逆である。しかし成長の主要源および国内需要に代替するものとして、輸出市場に依存することは過度に楽観的である。

④B=Sの主張する輸出促進のための輸入自由化論については次の点が指摘できる。第1に、貿易の自由化は本質的に経済活動の一度限りの変化であって、経済全体あるいは輸出の成長率に対して継続的な刺激を与えるものではない。第2に、このような輸入自由化は国内の需給および将来の輸出に対する世界の吸収量についての一つの賭である。輸出促進はマクロ経済、産業、インフラ開発、為替レートすべてに関する国内諸政策と密接に関連しており、輸入制限はこの一部、しかもしばしば決定的ではない一部にすぎない。またたとえこのような賭が長期的には引き合うとしても、短中期的には大規模な輸入自由化は国際収支赤字を増大させるであろう。したがってこのような国際収支赤字分をいかにして資金調達するか—IMFからにせよ民間資本市場からにせよ—ということを認識することが必要である。しかし民間資本市場からの資金調達は来たるべき10年間にはありそうもない。

輸入自由化は輸出を体系的に促進する唯一の方法でもなく、またすべての経済に通用する最も適合的な方法でもない。実際、輸出促進に成功した例の多くは一定程度の輸入代替をも含んでいる。日本の古典的な例ばかりでなく、ブラジル然り、韓国また然りである。しばしば本当の輸入競争産

業は貿易制度の部分的統制緩和の後でも依然として保護されており、輸入自由化措置は輸出を促進するが、確立した国内産業とは競合しない財とサービスに限られている。つまり貿易体制選択の性格はB=Sが想定しているほどはっきりとしたものではない。「外向的アプローチ(outward-looking approach)」では一定の輸入代替もまた奨励されるので、「輸出主導成長(export-led growth)」とは同じではない。

⑤インドにおける輸出促進戦略としては、数多くの輸入統制を維持しながら、輸出業者が輸出額の一定比率まで無関税で輸入できるような自由化体制が実行可能なものとして考えられる。

「輸入資金調達のための輸出促進」論を検討するにあたってもインドの必要輸入財を厳密に見ることは有益である。インド輸入の大半は原油・石油製品、食用油、鉄・非鉄金属、肥料で、1980年代には輸入勘定の50%以上を占めている。一方、輸入勘定に占める機械輸入額の比率は80年代平均で12%にすぎない。重要な点は少なくともインド輸入の半分は国内生産の可能性が大きい財であるということである。しかしこうした分野での生産増加は国内生産および需要基盤の発展と直接的に関連している。チャクラヴァルティが主張する、国内市場拡大の必要性が適切であることを示すのはここである。B=Sは輸出促進と輸入代替の二分法を厳密にしすぎており、実際には完全な自由化は必ずしも必要ではなく、また国内市場発展の必要性を無視することもできないのである。

見られるようにゴーシュの議論は相当きめこまかなもので、チャクラヴァルティの「輸出ペシミズム」論をより詳細に展開した形になっている。これに対しカトュリアはB=S擁護の立場から、ゴーシュの上記論文に対して更に批判的検討を加え、また長期輸出入政策(1985年～88年)をきめこまかに検討し、この論争を一層具体的なものにしている(Kathuria[1985])。つづいて要約しておこう。

①輸出が成長に影響を及ぼすということに疑問の余地はない。しかしこう言ったからといってインドが輸出主導成長戦略をとりうる、あるいはと

るべきであるということを主張することにはならない。インドの規模および GNP に占める輸出のシェアがわずか 5.7 % であることを所与とすると、これはあきらかに不可能である。この点に関してゴーシュとの見解の相違はないが、B=S が輸出主導成長を主張していると彼女が見なしていることには根拠がない。

②ゴーシュは輸出主導成長は国内問題優先の諸政策（雇用増大等）に矛盾すると主張しているが、クルーガー（A. Krueger）他の研究が示しているように輸入代替産業よりも輸出産業のほうが労働集約的であって要素市場の歪みが小さく、国内雇用と輸出主導成長との関係に対するゴーシュの危惧には根拠がない。いずれにせよインドにとっての適切な議論は輸出主導成長に関するものではなく、輸出指向性（export orientation）に関するものである。輸出指向性と輸出を増大させることによって、インドは雇用増加と所得分配の是正を期待することができるし、また輸出主導成長とは異ってここでは部門間均衡は大きな問題にはならない。

③資本財および技術輸入の自由化については、これまでの研究によてもまだ決定的な結論は出ていない。しかし一定のコンセンサスはある——多くの場合技術輸入から大きな純利益が得られ、また輸入技術と国産技術との間に顕著な補完性があること、輸出増大によって技術形成能力の強化を含む重要な諸利益が得られること、少なくとも発展の初期段階においては技術の学習は保護されるべきこと、そして国産技術を振興するためにには国産の資本財部門が必要であること、である。インドでは④国内生産ががっちりとした保護の下で成長することを許されており、こうした輸入代替局面が30年間も続き、また⑤産業間および産業内双方の多くの分野において非効率な技術のおくれが見られることを所与とすると、上記のコンセンサスから判断してインドは資本財と技術の自由化を受け入れる準備があると言えよう。

④世界貿易状況が思ったほど明るくないというゴーシュの判断には賛成できる。しかし長期的傾向を見れば、世界輸出額の成長は世界生産額の成

長率を上回り続けるであろう。インドにより関係した点は、発展途上国からの輸出額が世界輸出額よりも遙かに活気を呈していることである。また世界輸出額に占めるインドのシェアは0.51%（1983年）にすぎないので、先進国の保護主義や世界の経済環境に煩わされることはない。

またゴーシュの指摘するように輸出市場はますます競争的になってきているが、そうだからといって競争から手をひくべしという議論は成り立たない。

⑤輸入自由化が輸出と国内経済に与える影響について、ゴーシュは「貿易の自由化は本質的に経済活動の一度限りの変化であって、経済全体あるいは輸出の成長率に対して継続的な刺激を与えるものではない」としているが、輸入が競争を促進し効率をもたらすものであることは良く知られたことであり、この効果は長期にわたって続くものである。またゴーシュは輸出促進にとって「輸入制限は決して決定的なものではない」と主張しているが、輸出に対する真の制約要因は、制限的貿易制度によってもたらされた高コスト、貧しい品質、投入財および資本財の利用不可能性である。国内生産段階での低品質と高コストが、次の段階における輸出活動を不利な立場に追いやっているのである。

インドの輸入はインド経済にとって不可欠なものが大半を占めているので、減少しそうにもない。また大半のケースにおいて輸入品は国内生産と競合しないものである。つまり国内生産の代替の弾力性は実質的にゼロである。

⑥これまで仮説のレベルで輸出指向と自由化の議論を評価してきたが、論争を政策レベルにもってくるために長期輸出入政策を検討することにしよう。まず初めに留意しておかなければならない点は、食糧穀物、食用油、薬品、書籍、および特定の織物といった若干の必須品目を除いて、すべての最終消費財の輸入が禁止されていることである。したがって最終消費財、中間財、資本財を区別することなしに、包括的に「自由化」を論じることは意味がない。

④中間投入財については、長期輸出入政策は輸出生産に使用される輸入投入財の重要な役割に気づいている。とくに輸出入パスブック案は製造業者—輸出業者が無関税で輸入投入財入手できる便宜を提供するものであり、手続き上の遅れを取り除くことを意図したものである。また新輸入政策によって、国内製造業部門が生産を促進するために必須輸入投入財を容易に入手できるようになった。すなわち自動認可ライセンスを撤廃して、ほとんどの品目を OGL に移行した。輸出業者および国内生産者双方にとっての原料およびスペア輸入に関するかぎり、基本的な推力は明らかに手続きの合理化とスピード・アップである。したがって輸入の洪水と国際収支の危機はおこりそうにもない。

⑤資本財に関する新輸入政策では、全般的・包括的な自由化はない。自動認可リストを廃止して 201 品目を OGL に移行した。この自由化の利益を得る部門は自動車、油田サービス、皮、エレクトロニクス、ジュート製品、既製服・靴下・衣料品、かんづめ製品、ペン製品であるが、OGL の下にあっても輸入業者は依然として外貨申請の義務がある。換言すれば、外貨逼迫の際には OGL 品目もまた合理化されうるのである。いずれにせよ OGL 資本財はその性格からして国内生産にとって脅威にはならない。資本財輸入を自由化しても国内生産には実質的に影響はない。

国際収支の問題に関して言えば、資本財は派生需要であるという事実を考慮することが必要である。ある特定の部門における大規模な新規投資は、企業家が大規模な需要増加が見込まれると判断した時にのみ生じる。こうしたこととは自動車部門でのみ起こっていることであって、他の部門では輸入自由化措置によって生じたことは主に置換か小規模な投資増加にすぎない。需要がわずかしか増加していないのに OGL 輸入に魅せられて、もし企業家が大規模な新規投資をしたとすれば、その産業は過剰生産能力におちいるだけである。こうした状況になれば、その産業は価格を引き下げるかあるいは輸出を増加するかであって、どちらにせよ好ましい結果がもたらされる。したがって短期で見ても、資本財の自由化が国際収支問題を引

き起こすということにはならない。中長期では、より近代的かつ効率的な産業部門から輸出の増加を期待することができる。

④EOU および EPZ からの製品の国内販売を認可するという措置も、輸入の洪流を引き起こすことにはならない。実際にはこれらからの国内市場での販売はわずかなものである。国内の購買者はこうした工場からの輸入にあたっては有効な輸入ライセンスをもたなければならず、EOU および EPZ の製品は外国製品と競争しなければならないからである。更に EOU、EPZ 製品の大部分は輸入禁止リストにある。

⑦インドのような国では輸出は決して GNP の大きな比率を占めることにはならない。しかしそうだからといって、インドが輸出指向増大による利益を得られないということにはならない。新輸出入政策は輸出に対するバイアスを引き下げることに成功した。

以上、*Economic & Political Weekly* 誌上における貿易政策をめぐる論争はかなり実りの多いものである。対立はチャクラヴァルティ＝ゴーシュとバグワチ＝スリニヴァサン＝カトュレアの間にある。しかしチャクラヴァルティと B=S の対立は、双方がおそらく「大家」であるためになお抽象的であり、また「哲学的」である。これに対しゴーシュとカトュレアの対立はより問題が限定されており、またより具体的である。ここでは、先に見た「経済自由化」批判論者たちの議論が一様に抽象度が高く、ややもすると現実を無視して理念的な仮説におちいりがちであったとの対照的な議論が行われているとも言えよう。今一度両陣営の見解の一致点と対立点を整理しておこう。

インドにとっての問題は輸出主導成長戦略の是非ではなく、輸出指向あるいは外向的アプローチ戦略の是非であるという点において、両陣営の意見は一致している。のみならずインドの経済成長にとって輸出が重要な役割を果たすという点においても意見の対立はない。つまり両陣営とともに、インドにとって輸出主導成長戦略の客観的可能性はないと判断しており、

また国内生産に代替するものとしてではなく、国内生産を補完するものとしての輸出の役割を評価していることになる。ところでこの見方はフセイン委員会のそれと同様であり、長期輸出入政策に見られる内容と重なっているものである。したがって輸出主導成長論の是非をめぐる論争は、インドの現実に引き付けて見るならば、あまり根拠をもたない理念上の対立であるということになる。更に両陣営ともに輸出促進は輸出政策だけでなく、様々な国内の諸政策と歩調をともにする必要があるという点においても意見の一一致をみている。

このように両陣営ともにインドにおける輸出主導成長戦略の非妥当性および輸出指向戦略の妥当性についての基本的な見解は一致している。対立点は主にインドからの輸出増大の客観的可能性についての判断に集中している。「輸出ペシミズム」論者の根拠は、国内需要の停滞、十分な国際競争力を創出するにたる実質賃金引き下げの不可能性、急速な世界的技術変化によってもたらされた比較優位の不確実性、世界貿易状況の悪化による先進国での保護主義の高まり、世界貿易市場での競争の激化である。このうち国内需要の停滞→国内市場開発の必要性について意見の対立はない。また国内の高コストおよび低品質がインドの輸出阻害要因になっている点についての認識もほぼ一致している。更にまた輸出促進戦略がこうした問題を解決する上で有効であるとみなす点においても見解の相違はない。この論点をめぐる対立点は国内需要の停滞が「構造的」なものか、それとも「政策的」なものかという点である。しかし言うまでもなく「構造」と「政策」は表裏一体であって完全に二分できるものではなく、また必ずしも対立するものではない。したがって更に問題を煮詰めれば、国内の産業政策を初めとする諸政策を自由化すれば停滞的経済構造からの脱出が可能なのかどうか、また昨今の産業自由化政策がどの程度の自由化であり、インド産業にどの程度の、またどのような影響を及ぼすかのという点の評価如何ということになる。つまり問題は停滞的「構造」に対する自由化「政策」の有効性に関するものであり、もし自由化政策が有効でないとすれば、

どのような代替的政策が必要かつ可能なのかという、国内の諸政策のあり方をめぐる議論に帰着するものである。

実質賃金引き下げの可能性については、輸出主導戦略ではなく輸出指向戦略が問題である限りにおいては一応論争の対象外であるが、その客観的可能性はチャクラヴァルティが危惧するように著しく小さいものと思われる。健全なマクロ政策によって実質賃金引き下げは可能であるとするB=Sの判断は、インドの現実にひきつけてみると、あまりにも経済学的な判断であると言えよう。インドの比較優位を奪っている主要要因はむしろ資本の低利用のほうであって、低賃金労働の一層の引き下げによる問題の解決は「韓国型」経済発展にあまりにもとらわれすぎた議論であり、韓国とインドの相違を無視した一般論である。

急速な技術変化による比較優位の不確実性の問題はB=S=カトュレアによって十分なコメントが加えられていない。今や先端産業におけるインドの技術の遅れは明白であり、例えば電子産業におけるインドの展望は絶望的である⁽¹¹⁾。たとえ「先端技術産業」の輸出市場においてインドが比較優位を持ったとしても、その製品は低価格を武器にしたものに限定され、またその市場も一部の発展途上国に限定されるであろう⁽¹²⁾。つまり標準化された製品の輸出であって、世界的な技術水準から見れば先端技術とも高度技術とも言えないものである。

先進諸国において保護主義が高まっているという認識においても両陣営に意見の対立はない。対立はインドに対する保護主義の影響がどの程度であるのかという点であるが、この問題を具体的な産業を特定することなく、包括的に論じることには意味がない。しかし現状から判断する限り、その影響はカトュレアの言うようにあまり大きくはないと言えよう。また世界市場の競争が激化しているという認識も両陣営に共通するものである。この点に関してのゴーシュに対するカトュレアのコメントはまったく正当であり、ゴーシュの判断は敗北主義的であると言えよう。

(4) チャンドラのフセイン委員会報告批判

上記の検討から明らかになったように、「輸出ペシミズム」をめぐる論争は究極的には1960年代中葉から顕著になるインド経済の停滞の原因をどう見るか、またその停滞からの脱却の方策としてどのような政策体系を考えるかという問題に帰着した。また輸出パフォーマンスを規定するものは国内の経済諸要因であり、また輸出政策の有効性を保証するものは国内の経済問題を解決するための諸政策であるという点が両陣営の合意となっている。こうした観点はフセイン委員会報告のそれとまったく同じである。つまりインドの輸出停滞の原因は長期にわたる輸入代替政策による手厚い保護の下で生みだされた国内産業の効率の低さであり、国内市場の強力な吸引力のために輸出がさしひかえられることになったという議論である。

チャンドラはこうした議論をフセイン委員会報告を詳細に検討する中から、実証的かつ理論的に批判している(Chandra [1986])。最後に彼のフセイン委員会報告批判の内容を紹介して、本稿の結びとしたい。

チャンドラはまずフセイン委員会報告の主論点を輸出政策、輸入政策、技術輸入政策の3点にわたって紹介し、それぞれの論点に応じて3つの問題を提起している。すなわち、①インド工業が非効率であり、保護された市場の中で繁栄しているという、広くいきわたっている見解はどの程度正しいのか？②インドの工業製品輸出の成長はどの程度国内市場の強力な吸引力のために差し控えられているのか？③インド企業と外国企業との技術提携あるいはインドにおける多国籍企業はどの程度国産技術の発展を促進しているのか？これらはインドの輸出能力を拡張しているのか？またこれら企業のパフォーマンスはインド企業よりも優れているのか？以下順を追って紹介する。

①インド工業が非効率であるという主張はフセイン委員会のものであるが、これまでにも多くの研究があるとして、バグワチ＝スリニヴァサン＝パンチャムッキ(Bhagwati & Srinivasan [1975] Ch. 13), ナンビア(Nambiar [1983]), レイ(Ray [1983]), インド工業信用投資公社(ICICI),

および世界銀行による実効保護率 (ERP: effective rate of protection) および国内資源コスト (DRC: domestic resource cost) を用いた産業効率の定量的研究を詳細に検討し⁽¹³⁾、いくつかの結論を導きだしている。

すなわち、④品質偏差あるいは間接税に対して未調整の購買力平価による間接的な証拠から見ると、インドは多くの製造業品目において国際競争力を持っている。⑤バグワチ等による諸部門を包括した ERP あるいは DRC の推計結果は法外に高いものであるが、ナンビアの推計はこの結果に対して疑問を投げかけている。⑥ICICIの研究によれば、大半の非伝統的製造業品におけるディスアグリゲイトした調整ずみ DRC、および短期 DRC は公定為替レートよりも低い。⑦世銀の研究はより直接的に1970年代中葉から1980年代初頭にかけて、輸入に対する量的な統制があったにもかかわらず、多くの機械部門において効率的生産が行われてきたことを示している。

つづいてチャンドラは ERP/DRC による推計の欠陥を 2 点指摘している。(i) ERP/DRC は時とともに低下する可能性がある。(ii) ERP/DRC はマクロ経済的合理性と抵触する可能性のある「局所的」測定手段である。例えば、インドは現在鉄鋼の「非効率的」生産者であって、その価格は世界価格よりも 50% も高い。しかし同時に多くのタイプの機械およびエンジニアリング製品においては国際競争力を持っているし、また鉄鉱石の輸出国であり、石炭は世界中で最も安価である。ERP/DRC が高いからといってインドは鉄鋼生産をあきらめるべきか？ 勿論そうではない、との判断を示している。

他方チャンドラは多くの消費財（耐久消費財を含む）、中間財の国内価格が人為的に高く設定されているということはまぎれもない事実であるとし、したがって所得上位階層の間で「近代化」を求める声が高まっているのであるが、だからといってこのことからインド工業全体が非効率であると特徴づけることはできないとしている。

②の問題についてチャンドラはもっぱら ICICI の研究に依拠しているが、

国内販売と比較した場合の低輸出収益、全製造業部門を貫く生産能力上の制約、輸出と比較した場合の急速な国内販売の拡大が結びついて輸出に対して全般的な偏向をもたらしているという議論は ICICI のデータによっては裏付けられないとしている。

③の問題については ICICI および UNCTAD の研究をサーベイしながら、外資提携は生産の輸入依存度を高めるばかりでなく、外資系企業の輸出パフォーマンスはインド系企業よりも劣っており、国産技術の開発に関してもインド系企業のほうが成功しているとの結論を引き出している。

次にチャンドラは、研究史をサーベイする中から得られた以上の結論に照らして、フセイン委員会勧告の内容を輸出政策、輸入自由化、技術輸入、外国資本、近代化といった諸項目に添って逐次批判的にコメントし、以下のような結論を付している。

「フセイン委員会は明らかにインドにとっての輸出主導的成長の考えを拒絶し、過去数十年間における輸入代替の長所を強調しているが、その現状分析と政策勧告は反対の方向に向って動いている。」輸出が急速に増大しないかぎり、(i)国際収支、(ii)雇用、(iii)生産成長の3つの部面で状況は更に悪化するであろう。(i)と(ii)は明らかである。(iii)に関しては若干考察が必要である。もし輸出の伸びが輸入のそれよりも緩慢であれば貿易赤字／産出高比率は上昇し、外国貿易乗数は生産成長に対してネガティブな影響を与えるであろう。もしフセイン委員会報告に従って中間財と資本財の輸入を自由化し、一方製造消費財を禁止したままでいると、この傾向は更に強められるであろう。その結果「スクリュー・ドライバー技術」の輸入範囲が大幅に拡大しよう。実際、ラジープ新政権によって行われている政策の中には、経済の内部から有効需要を刺激しようとするものはほとんどない。輸入自由化の成否は輸出パフォーマンスに依存したままである。フセイン委員会は「成長主導的輸出」をキャッチフレーズにしているが、今日の経済自由化の主流を言い表わすより適切な呼び名は「輸出指向的成長のための近代化」である。

「こうした新政策に対する代替案は単なる過去への回帰ではない。」所有関係の根本的な転換、とくに土地改革はより速いより公平な成長をもたらすために不可欠のものである。インド政治の現状ではこのことは望めないが、それでもなお一定の中長期の方策を考えることができよう。大規模投資が必要とされる発電、肥料、鉄鋼、通信、電子部門において国産技術の開発がなされるべきである。国産技術開発によるマイナスの影響は継続的な生産能力利用率の上昇努力によって克服されうる。国産技術の開発はそれ自体国内企業の競争を刺激するものでなければならない。そうでなければインドは外国資本と輸入に依存せざるを得ないであろう。そのための補完的政策として、消費者保護の促進、過剰利潤を吸い上げるための中間財と資本財に対する間接税の引き上げ、小規模部門に対する生産優先分野の設定、その他部門における産業ライセンス制度の緩和による生産能力上限の範囲内でのインド企業の自由参入、厳格な品質管理、等々が挙げられる。

「1970年代末以降のインドの国際収支問題は一つにはバルク商品輸入額を削減できなかったこと、また一つには輸入自由化によるものである。インドの輸出成長は考えられているように製造業部門の非効率によるよりも、先進国市場への接近を阻害してきた政治的要因によって、より大きな制約を受けてきた。国産技術への依存の増大と国内企業間の競争はインドの輸出展望を弱めるものではない。もし同時にバルク商品輸入を削減する方策がとられるならば、国際収支、国内生産、雇用のすべてが改善するであろう。」

チャンドラのフェイン委員会報告批判は、上記の部分的な紹介によってもうかがわれるであろうようにきわめて詳細なもので、最良のものであると言える。しかしそれでもなお実証と論理が確定的で、疑問の余地がないというわけではない。国内製造業の効率に関しては業種（亜業種）ごとのバラツキが大きく、したがって資本財・中間財の包括的自由化はすべきではないという主張はもっともあるが、この主張そのものはフェイン委

員会報告のそれとそう大きく異っているわけではない。国内生産と比較した場合の輸出収益性の相対的低さの問題、および外資提携・技術提携のインパクトの問題についてもまだ確定的な実証がなされているわけではない。たとえば外資系企業の輸出パフォーマンスの相対的低さといった問題を、制度的・構造的な諸要因を考慮に入れることなく論じることはあまり意味がない。更にチャンドラの提案している「代替的」政策の多くは従来の「輸入代替政策体系」を基本的には踏襲するものであって、いささか新味に欠ける。しかしチャンドラの提案は「外圧」によらない国内企業間競争の重要性を強調した点において、一頭地を抜いている。先にみた「輸入自由化」論者に欠けているのはまさにこの点であり、同様に「輸出ペシミズム」論争で語られることのない部分もまさにこの点である。ラジーブ政権下のインドにおける「経済自由化」政策の成否・功罪も、それによって国内企業間競争のあり方が、産業別にまた実質的にどのように変化するのか、という点を軸に評価される必要があるように思われる。

- (1) エレクトロニクス産業の自由化については、絵所 [1986] 参照。
- (2) IMF の “conditionality” については、Brahmada [1982] ; Sau [1983] 参照。
- (3) 1966年のルピー切り下げについては、Bhagwati & Srinivasan [1975] ; P. Sen [1986] 参照。
- (4) ラジーブによる輸入自由化措置も見た目ほどではない。長期輸出入政策の最大の眼目である201品目にのぼる OGL (輸入自由化品目) への移行もよく見ると、すべて従来の自動認可リストからのものであって、禁止リスト、制限リスト、あるいは制限的認可リストからのものすら一つもなく、実質的には国内の生産財とほとんど競合しないものばかりである。のみならず OGL 品目でもインド準備銀行(RBI)からの外貨獲得承認をとりつけなければならず、インドが外貨不足に陥った時にはいつでもこの面から制限を加えることができる (Rakshit [1985] 参照)。
- (5) Paranjape [1985] もほぼ同様の考え方を示している。なおたび重なる産業政策の改訂については、Paranjape [1980] [1982] [1984] [1985] の一連の論稿を参照されたい。
- (6) Baru [1983] は石上 [1984] の中で紹介されている。

- (7) 時期区分の問題は1960年代中葉からの「工業停滞=経済危機」をめぐる論争と分かちがたく結び付いている。「工業停滞=経済危機」論争については別稿を予定しているが、本稿はこの別稿の一部分を成すものである。「論争」の整理として、Rangarajan [1982] ; Varshney [1984] ; 石上 [1984] 参照。また「論争」の一部に、1975／76年の経済回復をどうとらえるかという問題があるが、この問題も別稿で検討したい。とりあえず、Raj [1976 b] ; Patnaik [1977] ; Thavaraj [1977] 参照。
- (8) インド国家論=階級論についての主要な見解についても石上 [1984] で紹介されている。
- (9) Baru [1985] もパトナイクとまったく同様の仮説を展開している。
- (10) 耐久消費財ブームによる成長主導はいわゆる「ブラジル・モデル」のインドへの適用可能性の問題として「工業停滞=経済危機」論争における主要テーマの一つであった。Raj [1976 a] ; Nayyar [1978] 参照。なお小島 [1986] はこの問題を正面から論じた実証研究であり、誤ってはいるが興味深い結論を導き出している。
- (11) 絵所 [1986] 参照。
- (12) たとえば絵所 [1985] 参照。
- (13) バグワチ等によって用いられた j 財のERPは次式で表わされる。

$$E_j = (t_j - \sum_{i=1}^n a_{ij} t_i / v_j)$$

t_j , t_i は名目関税率、 a_{ij} ($i=1, 2, \dots, n$) は1ルピーの j 財を生産するのに必要な様々な投入財の価値、 v_j ($=1-a_{ij}$) は国内付加価値である。

また産業全体のERPは次式で表わされる。

$$ERP = \frac{v_j}{v_j^*} - 1$$

v_j^* は国際価格で計測したインド・ルピーの付加価値、 v_j は国内価格で計測したインド・ルピーの付加価値である。

Bhagwati & Desai [1970] Ch. 17; Panchamukhi [1974]; Bhagwati & Srinivasan [1975] Ch. 13; 西口・浜口 [1986] 第2章参照。

一方ナンビアによって用いられた j 財のERPは次式で表わされる。

$$E_j = (v_j / v'_j) - 1$$

v_j は国内付加価値、 $v'_j = m_j - \sum_{i=1}^n a_{ij} m_i$ であって、 m_j は商品一単位あたりの国際価格に対する国内価格の比率である。

またDRCは、 $DRC = (ERP + 1) r$ で表わされる。 r は公定為替レートである。

附表 インディラ・ガンジー政権復帰以降の経済政策自由化の動向
 (1980年1月～1986年5月)

1980年

1月 * インディラ内閣発足：「機能する政府 (Government that works)」を公約。
 5月 * 輸出戦略に関するタンドン委員会『中間報告』発表：

輸出促進のための産業規制の緩和を勧告。

- ① 都市近郊地域への工業進出の認可。
- ② 輸出部門のライセンス取得生産能力の引き上げ。
- ③ 技術輸入の自由化。
- ④ プロジェクト輸出に対する特殊金融機関の設置。

6月 * 『1979—80年経済白書』発表：

- ① GNPマイナス成長 (-4.5%)。
- ② かんばつによる農業生産の低下。しかし緑の革命路線を引き続き高く評価。
- ③ 工業生産もマイナス。最大の原因はインフレの機能低下。
- ④ インフレの昂進 (19.1% 増)。原因は生産の減退、国際的インフレ、原油値上がり。
- ⑤ マネー・サプライの増大。主原因は非開発支出と補助金の増大による財政赤字の増大。
- ⑥ 貿易赤字の著増、外貨準備の減少……輸出促進策を提案。

* 1980—81年中央政府予算案提出：

- ① 主要目標は「総供給の増強と総需要の抑制」による物価安定：インフレ改善、既存生産能力の活用、金融引き締め、財政赤字の縮小。
- ② 輸出入銀行の設立。
- ③ 転換条項 (convertibility clause)⁽¹⁾ の緩和：目的は民間企業の投資意欲の誘発。
- ④ 所得減税。
- ⑤ 賽蓄奨励策として利子課税の緩和。
- ⑦ 投資奨励策（新規投資課税控除比率の引き上げ、等）。

7月 * 新産業政策発表 (Industry Policy Statement)⁽²⁾：

- ① 過剰生産能力の正規公認 (regulation)。
- ② ライセンス取得生産能力の5%までの超過を自動的に認可する産業の適用範囲を拡大。
- ③ 100%輸出指向工場計画の促進。
- ④ 小規模部門投資基準上限の引き上げ；100万ルピーから200万ルピーへ。
- ⑤ 後進地域への投資促進。

246 ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

11月 * ペトロダラー誘致策発表：

石油輸出途上国からの証券投資の認可（普通株の40%まで）。外資導入は技術移転をともなわなくてはならないというインド外資導入政策の基本条項の適用除外政策。

12月 * ボンベイ・ハイの石油資源開発のため34の外国企業に32ブロックを開放。

1981年

2月 * 国家開発審議会、新第6次5か年計画（1980～1985）⁽³⁾を承認：

- ① 基本目標：成長率上昇、自立のための近代化、貧困・失業の縮小、エネルギー開発・節約、経済的弱者の生活改善、貧民に有利な再分配政策、地域格差の縮小、人口抑制、環境保護、開発への大衆参加。
- ② 一人当たり GNP 成長率3.81%に設定。
- ③ 貧困ライン以下の人々の比率を現在の48%から計画終了までに39%に引き下げる。
- ④ GDP 成長率84—85年以降5.5%に設定。
- ⑤ 計画支出総額1兆7,221億ルピー、うち計画投資総額1兆5,871億ルピー、うち公共部門投資8,400億ルピー（53%）、民間部門投資7,471億ルピー（47%）に設定。
- ⑥ 工業政策：生産能力の増加、資本財とくにエレクトロニクスの重視、工業製品輸出の促進、技術開発、省エネルギー、後進地域の工業化。

* 『1980—81年経済白書』発表：

年度半ばからの経済回復。GNP 6.5%増、卸売物価13.2%増、農業19%増、工業4%増。

* 1981—82年中央政府予算案提出：

- ① 「貯蓄と投資の奨励」が基本線。
- ② 農業における「緑の革命」路線の堅持。
- ③ 國際収支悪化の最大の原因は輸入原油価格の上昇による：輸入原油への依存を低下させるため国内の石油開発を促進する。
- ④ 農業農村開発銀行（NABARD）の設立提案。
- ⑤ 輸出入銀行法案の議会への上程。
- ⑥ 経済政策の基調は「危機運営から成長へ」へと移行する。
- ⑦ ブラック・マネー吸収のため特別無記名債（Special Bearer Bond）を発行。
- ⑧ インフレ対策として、銀行定期預金金利の引き上げ、新貯蓄証券の発行、社債割引率の引き上げ。
- ⑨ 税制改正は中間階級を中心とする大幅な所得減税、間接税中心の増税。

4月 * 1981—82年輸出入政策発表：

- ① 輸出政策は主要な修正は無し。
- ② 輸入政策は165品目をOGLから除外し、また42品目を新たに輸入禁止リストに移す。一方63品目新たにOGLに移す。目的は外貨節約。
- ③ 「貿易商社(trading house)」の実験的導入。

7月*「反インフレ・パッケージ」発表：

- ① 小麦（アメリカから150万トン）、食用油、砂糖の緊急輸入。
- ② 石油製品の値上げ。

*反インフレ・オーディナンス発表：

- ① 所得税（修正）令による架空名義預金の取り締まり。
- ② 強制預金（所得税納税者）令による高額所得層の強制預金（compulsory deposits）率の引き上げ。

*公定歩合7年ぶりに9%から10%に引き上げ。

*基幹産業維持法（The Essential Service Maintenance Ordinance）発表：ストライキ禁止。

11月*IMF、50億SDRの貸し付け承認（IMF史上最大規模、米国棄権）。

1982年

1月*新20ポイント・プログラム発表⁽⁴⁾。

2月*『1981—82年経済白書』発表：

- ① 経済の大幅な改善、GNP 4.5%増、工業8%増、農業3%増、食糧穀物生産量は132百万トンと過去最高。しかし国際収支は依然として逼迫。インフレは鎮静に向う。
- ② 新年度の主要課題は「成長と開発の促進のための非インフレ的環境の維持」。

*1982—83年中央政府予算案提出：

- ① スローガンは「生産性の年（Year of Productivity）」。
- ② 財政資源逼迫下での予算編成。
- ③ インフレ対策と国際収支改善策（国内石油開発の促進、輸出促進）を重視。
- ④ 防衛費の大幅増額。
- ⑤ 民間貯蓄を公共利用するため社会保証証書、資本投資債を発行。
- ⑥ 非居住インド人（Non-Resident Indians）投資の奨励。
- ⑦ エネルギー開発支出の増加。
- ⑧ セメントの一部自由化。
- ⑨ 自由貿易地域（FTZ）生産物の25%国内販売認可。

4月*1982—83年輸出入政策発表：

- ① 大幅な輸入自由化：100品目新たにOGLへ移行。

248 ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

② ライセンス手続きの簡素化。

③ 100%輸出指向工場の必要投入財輸入の自由化。

* 産業認可政策の自由化：

① 73年2月の産業政策声明 Appendix-I の中核部門産業リストを改訂し、新たに5分野を追加して MRTP/FERA 企業に開放。また MRTP/FERA 企業が輸出指向的であれば上記部門以外でもライセンスが認可される。

② 生産能力利用改善策（過剰生産能力の正規公認）。

* 「経済行政改革委員会報告」(L. K. ジャー委員長) 発表：

「統制から工業発展へ」、および体系的外資導入を強調。

* 独占禁止法 (MRTP) 改正法案、下院に提出：

① 新分野での生産拡張・新設手続きの簡素化（輸出向け生産拡大が目的）。

② 市場の独占的支配の定義を、認可生産能力の $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{4}$ へと変更。

8月 * 共同部門 (Joint Sector)⁽⁵⁾ に対する MRTP/FERA 企業の25%株式取得制限を撤廃。

10月 * マルチ・ウドヨグ社（国営自動車会社）、鈴木自動車とインドで初めての乗用車分野での資本・技術提携を結ぶ。

1983年

1月 * 技術政策声明 (Technology Policy Statement)⁽⁶⁾ 発表

2月 * 『1982—83年経済白書』発表：

「82—83年はインド経済にとって試練の時」：GNP 2.0%，農業 -3.0%，工業 4.5% 増：食糧穀物生産量 125～128 百万トン：物価は安定 2.8%，国際収支はなお逼迫。

* 1983—84年中央政府予算案提出：

① 「断固たるインフレ抑制政策の堅持と生産諸力の強化を目指す貯蓄指向的予算」。

② 郵便預金・各種積立金利子率の引き上げ。

③ 商銀貸出利子率の引き下げ。

④ 非居住インド人 (NRI) による国民貯蓄証券応募利子率の引き上げ。

4月 * 1983—84年輸出入政策発表：

① 政府は「自由化でもなく制限的でもない」と発表。

② 100%輸出指向工場 (EOU) の輸入自由化品目の拡大。

③ 機械144品目、原料・部品・消費財80品目新たに OGL に移行。他方資本財27品目、原料・部品38品目が OGL からはずされる。

* 産業認可基準の緩和を発表：

① 産業認可を必要としない投資額上限を3,000万ルピーから5,000万ルピー

ーへ引き上げる（1978年の1,000万ルピーから3,000万ルピーへの引き上げにつづくもの）。

② 後進地域への投資誘致策：補助金増額。

5月 * 輸出指向企業に対する輸入自由化措置発表：

- ① テクニカル・デザインおよび製図輸入自由化上限の引き上げ（100万ルピーから200万ルピーへ）。
- ② 輸入補充ライセンスを必要としない機械輸入上限の引上げ（200万ルピーから500万ルピーへ）。

* 経済諮問委員会報告提出：

国内市場の競争を基礎にした輸出競争力の増大を強調。

8月 * 電子産業開発促進政策。

10月 * ボンベイの13病弊繊維企業を国営化。

1984年

2月 * 『1983—84年経済白書』発表：

農業主導の経済回復、食糧穀物生産量142百万トン：GNP 6～7%増加、国際収支も改善。ただし物価は警戒を要する。

* 1984—85年中央政府予算案提出：

- ① 過剰流動性吸収のため国民貯蓄計画を導入。
- ② 転換条項の緩和（非適用限度を1,000万ルピーから5,000万ルピーへ）。
- ③ インド工業開発銀行（IDBI）の優遇利子率の引き下げ。
- ⑤ 所得税率一括引き下げ。
- ⑥ 繊維・製紙産業の一般消費税の軽減。

3月 * 通信機器製造の民間企業への開放政策発表。

4月 * 1984—85年輸出入政策発表：

- ① 自由化基調続く。
- ② 143品目 OGL に移行。他方53品目が OGL から除外。
- ③ 輸入禁止リストの廃止（獸脂を除く）。
- ④ 輸入ライセンス有効期間の延長（12か月から18か月に）。
- ⑤ 小規模部門輸出促進専門機関の設立。
- ⑥ 貿易商社と製造業者との長期的・安定的関係の奨励。

* 「経済行政改革委員会（L. K. ジャー委員長）勧告」提出される：

- ① 小規模部門の減税。
- ② 富裕税の軽減。
- ③ 付加価値税の導入。

10.31 インディラ暗殺。

11.01 ラジープ暫定内閣成立。

250 ラジーブ政権下における貿易自由化政策の理論的背景と諸問題

- 11月 * 四輪車ライセンスの「大枠化（broad-banding）」⁽⁷⁾発表。
また自動二輪分野での外資提携認可（外資出資比率40%まで）。
* コンピューター自由化政策発表。
- 12.31 ラジーブ新内閣発足。
* 貿易政策に関する「フェイイン委員会報告」提出。
- 1985年
- 3月 * 『1984—85年経済活白書』発表：
① GNP 4%，農業1%，工業7%，6次計画の目標成長率5.2%達成しそう。
② IMF 借款は39億ドルで自発的に84年5月1日に終結。
③ 生産性と効率を奨励する投資パターンの促進が必要。
④ 國際収支の展望は明るくない。
- * 1985—86年中央政府予算案提出：
① 所得税、法人税の大幅減税。
② 富裕税減税、相続税廃止。
③ 独禁法適用企業資産額引き上げ（2億ルピーから10億ルピーへ）。
④ 小規模部門投資上限の引き上げ。
⑤ 25業種の工業ライセンス適用除外（delicensing）。
⑥ 転換社債最高割引率の引き上げ。
⑦ 繊維産業再建策。
⑧ エレクトロニクス24品目の関税を撤廃。
- * 総合エレクトロニクス政策発表。
- 4月 * インド準備銀行（RBI）短期預金利子率の自由化発表（5.27に撤廃）。
* 長期輸出入政策発表：
① 53品目“decanalise”される。
② 機械201品目新たにOGLに移行。一方4品目OGLから除外。
③ 「輸出入パスブック計画」導入：輸出用投入財輸入の自由化の促進。
④ 100万ルピー未満のコンピューター輸入の自由化。
- 5月 * 合併企業における外国技術者任命手続きの簡素化。
* MRTP/FERA企業のライセンス取得手続きの簡素化（27業種）。
- 6月 * 外国ブランド名使用の自由化。
* 新繊維産業政策：
① 各種制限の撤廃。
② 関税引き下げ。
③ 手織機部門の保護。
④ 赤字企業の閉鎖。

8月 * 乗用車分野の外資提携認可の一時停止。

9月 * 合成繊維産業分野でのライセンス大枠化。

* 計画委員会第7次計画草案承認：

- ① 公共部門支出1兆8,000億ルピー。
- ② GNP 5%，農業4%，工業8%成長目標。
- ③ 貧困ライン以下の人口を36%から26%に引き下げる。また貧困基準を4,800ルピーから6,400ルピーに引き上げる。
- ④ 人的資源開発に重点を置く。

* 合成繊維の生産能力認可基準の拡大 (delicensing)。

11月 * 国家開発審議会（NDC）第7次計画草案承認：

- ① 2000年までの15年間長期成長率目標の設定。
- ② 公共部門投資48%，民間部門投資52%。
- ③ 「インド型社会主义」建設を強調。

12月 * 長期財政政策発表。

* 産業政策の自由化：

- ① 後進地域に工場設立する場合、MRTP/FERA 対象27業種のうち22業種についてライセンスを撤廃。この措置によって民間企業のインフラ部門（通信機器等）参入が可能になった。
- ② 後進地域に工場設立する場合の輸出義務の引き下げ。
- ③ ライセンス撤廃業種の原料・部品輸入制限額の引き上げ（400万ルピーから750万ルピーへ）。
- ④ 生産能力の33½%自動認可制度をさらに5年間延長する。

1986年

2月 * 『1985—86年経済白書』発表：

- ① GNP 4.5~5.0%，農業-3.0%，工業6.6%増，食糧穀物生産量150百万トンを達成，物価は安定，貿易収支は悪化。
- ② 税収増加，しかし非開発支出は増加。

* 1986—87年中央政府予算案提出：

- ① 「インド型社会主义」を強調。
- ② 修正付加価値税（MODVAT）導入。
- ③ 公企業の経営改善，非開発支出の削減。
- ④ エネルギー節約・開発，輸出促進。
- ⑤ 資本財産業促進，小規模工業開発促進。
- ⑥ 長期農産物価格政策の提案。
- ⑦ 反貧困農村開発計画を重視。
- ⑧ チャクラヴァルティ委員会の財政赤字に関する勧告受け入れ⁽⁸⁾。

4月 * 輸出開発基金の設置。

5月 * 65業種の生産能力拡大認可。

出所：*The Economic Times, Commerce* より筆者作成

注(1) 「転換条項」が適用されない限度額を従来の500万ルピーから1,000万ルピーに引き上げた。その後1984年2月の予算案でこの限度額は更に5,000万ルピーに引き上げられた。

「転換条項」とは政府系金融機関から企業への融資にあたって、貸付金を数年後に株式に転換する条件を付すことである。「転換条項」の構想は1971年に任命された「産業ライセンス政策諮問委員会」(ダット委員会)によって打ち出されたもので、その目的は国家の代表者が民間企業の経営に参加することによって企業の独占力の行使をチェックすることであり、1971年7月に最初のガイドラインが発表された (Srivastava & Oza [1978] ; 西口 [1982] 第VI章参照)。

(2) インドの産業政策は1948年と1956年の産業政策決議 (Industrial Policy Resolution) で大枠が決められている。産業ライセンス政策に関しては56年の産業政策決議の精神を受けて、またダット委員会勧告を受けて1970年に産業政策声明が発表された。その後産業ライセンス制度は、1973年、1975年、1977年、1980年と4度にわたる「新産業政策声明」を経て、更に、1982年4月および5月、1983年4月、1984年11月、1985年3月、5月、9月、12月、1986年5月と「改訂」を加えられ、なしくずし的に加速度をまして「自由化」されていく。1980年の産業政策声明の批判的検討は、Paranjape [1980] がおこなっている。

(3) 当初第6次5か年計画はジャナタ政権下で作成準備が進められていたが、一連の政権交代のため廃棄され、新たにインディラ政権によって作成され直された。

(4) 非常事態体制下の1975年7月に最初の「20ポイント・プログラム」が発表された。農村開発計画や弱者救済等を中心とするものである。新旧プログラムの比較は、*Commerce, January 23, 1982*; 『インド経済季報』第13巻第4号 (1982年3月) 参照。

(5) 「共同部門」構想もダット委員会で打ち出されたもので、民間企業の政府による規制強化を狙ったものであるが、実質的には「公私混合企業」に他ならない。

(6) GOI [1983]。これはインドで初めての技術政策に関する声明であり、国産技術の開発と輸入技術の効率的吸収・適用を強調したものである。

(7) 「ブロード・バンディング」とは、産業ライセンス取得基準緩和の新しい

手段である。たとえば従来は商用車と乗用車の生産ライセンスはそれぞれ別個に申請・認可されなければならなかつたが、この措置によって四輪車であれば商用車・乗用車を問わず、取得ライセンス生産能力内であれば自由に生産できるようになった。1986年1月末までにブロード・バンディングの適用を受けた業種は28業種にまで及んでいる（GOI [1986] Ch. 4 参照）。

- (8) チャクラヴァルティ委員会勧告は、財政赤字の定義としてインド準備銀行が保有している長期政府証券だけでなく、短期証券をも含めたすべての対政府信用をとるべきであるというものである（RBI [1985]）。

参 照 文 献

1. Athreya, Venkatesh [1985] : "Some Implications of 'The New Economic Policy'", *SS (Social Scientist)*, Nos. 146-147 (July-August)
2. Bagchi, Amiya, Arun Ghosh & Sreemantra Dasgupta [1985] : "Industrial Policy and the Economy", *SS*, No. 148 (September)
3. Banerjee, Nirmana [1977] : "Exports and the Indian Economy", *EPW (Economic and Political Weekly)*, Vol. XII No. 16 (April 16)
4. Bardhan, Pranab [1984] : *The Political Economy of Development in India*, Oxford : Basil Blackwell
5. Baru, Sanjaya [1983] : "Self-reliance to Dependence in Indian Economic Development", *SS*, Nos. 126 (November)
6.[1985] : "The State in Retreat?", *EPW*, Vol. XX No. 16 (April 20)
7. Bhagwati, J. & P. Desai [1970] : *India: Planning for Industrialisation and Trade Policies since 1950*, OUP
8. Bhagwati, J. & T. N. Srinivasan [1975] : *Foreign Trade Regimes and Economic Development: India*, New York: National Bureau of Economic Research
9.[1984] : "Indian Development Strategy: Some Comments", *EPW*, Vol. XIX No. 24 (November 24)
10. Brahmananda, P. R. [1982] : *The IMF Loan and India's Economic Future*, Bombay : Himalaya Publishing House
11. Chakravarty, S. [1984] : "Aspects of India's Development Strategy for the 80's", *EPW*, May 19-26
12. Chandra, N. K. [1986] : "Modernisation for Export-Oriented Growth: A Critique of Recent Indian Policy", *EPW*, Vol. XXI No. 29 (July 19)
13. Chandrasekhar, C. P. [1985] : "India's Balance of Payments under the

- New Regime", SS, No. 148 (September)
14. da Costa, G. C. [1986]: "India's Trade Balance during the Seventies", *EPW*, Vol. XXI Nos. 10-11 (March 8-15)
15. Ghosh, Jayati [1985]: "Export Optimism and Import Liberalisation", *EPW*, Vol. XX, No. 22 (June 1)
16. Government of India; Department of Science & Technology [1983]: *Technology Policy Statement*
17.[1984]: *Report of the Committee on Trade Policies* (Hussain Committee Report)
18.[1985 a]: *Import and Export Policy for April 1985-March 1988*, 2 vols.
19.[1985 b]: *Hand Book of Import-Export Procedures, 1985-1988*
20.[1986]: *Economic Survey 1985-86*
21. Kathuria, Sanjay [1985]: "The New Trade Strategy", *EPW*, Vol. XX Nos. 51-52 (December 21-28)
22. Kelkar, V. L. [1977]: "Evaluation of India's Trade Policies", *EPW*, Vol. XII No. 25 (June 18)
23.[1980 a]: "India and World Economy : Search for Self-Reliance", *EPW*, Vol. XV No. 5-7 (Annual Number)
24.[1980 b]: "Export Subsidy: Theory and Practice", *EPW*, Vol. XV No. 23 (June 7)
25. Malhotra, R. N. [1985]: "Impact of Liberalisation on the Indian Economy", *Reserve Bank of India Bulletin*, August
26. Nambiar, R. G. [1977]: "Import Substitution, Domestic Resource Cost, and Key Sectors in the Indian Economy", *EPW*, Vol. XII No. 24 (June 11)
27.[1983]: "Protection to Domestic Industry: Fact and Theory", *EPW*, Vol. XV III Nos. 1-2 (January 1-8)
28. Nayyar, Deepak [1976]: "India's Export Performance in the 1970's", *EPW*, Vol. XI No. 20 (May 15)
29.[1978]: "Industrial Development in India: Some Reflections on Growth and Stagnation", *EPW*, Vol. XIII Nos. 31-33 (Special Number)
30.[1982]: "India's Balance of Payments", *EPW*, Annual Number (April)
31. Panchamukhi, V. R [1974]: "A Quantitative Analysis of Trade Policies

- in India", in; C. D. Wadhva ed., *Some Problems of India's Economic Policy*, New Delhi: Tata McGraw-Hill, 1977 (2nd edn.)
32. Paranjape, H. K. [1980]: "New Statement on Industrial Policy: A Rat out of a Mountain's Labour", *EPW*, Vol. XV No. 38 (September 20)
 33.[1982]: "The Vanishing MRTR Act: Will Only the Grin Remain?", *EPW*, Vol. XVIII No. 23 (June 5)
 34.[1984]: "The MRTP Amendment Bill: A Trojan Horse", *EPW*, April 28
 35.[1985]: "New Lamps for Old! A Critique of the "New Economic Policy", *EPW*, Vol. XX No. 36 (September 7)
 36. Patnaik, Prabhat [1977]: "1975-76: Beginning of the End of Stagnation?" *SS*, Nos. 54-55 (January-February)
 37.[1985]: "On the Political Economy of Economic 'Liberalisation'", *SS*, Nos. 146-147 (July-August)
 38.[1986]: "New Turn in Economic Policy: Context and Prospects", *EPW*, Vol. XXI No. 23 (June 7)
 39. Pillai, P. Mohannan [1980]: "India and World Economy: A Search for Self-reliance: A Comment", *EPW*, Vol. XV No. 44 (November 1)
 40. Pitre, Vidya [1980]: "International Competitiveness of India in the 1970s: A Comment", *EPW*, Vol. XV No. 19 (May 10)
 41.[1981]: "A Study of Trends in India's Imports, 1960-61 to 1974-75", *EPW*, May 9
 42. Rakshit, Susmita [1985]: "New Import and Export Policy: Some Economic Implications", *EPW*, Vol. XX No. 37 (Sep. 14)
 43. Raj, K. N. [1976 a]: "Growth and Stagnation in Indian Industrial Development", *EPW*, Vol. XI Nos. 5-7 (Annual Number)
 44.[1976 b]: "The Economic Situation", *EPW*, Vol. XI No. 27 (June 3)
 45. Rangarajan, C. [1982]: "Industrial Growth: Another Look", *EPW*, Annual Number (April)
 46. Ray, Alok [1983]: "Measures of Protection to Indian Industries and its Implications", *EPW*, Vol. XVIII No. 47 (November 9)
 47. Reserve Bank of India [1985]: *Report of the Committee to Review the Working of the Monetary System* (Chakravarty Committee Report)
 48. Sanyal, Amal [1984]: "Accumulating Changes in the Nature of Controls

- in the Indian Economy”, SS, No. 132 (May)
49.[1985] : “The New Economic Policy : An Overview”, SS, No. 151 (December)
50. Sau, Ranjit [1983] : “Structural Adjustment in the Indian Economy : IMF Model of Import-Pushed Growth”, EPW, Annual Number (May)
51. Sen, Pronab [1986] : “The 1966 Devaluation in India : A Reappraisal”, EPW, Vol. XXI No. 30 (July 26)
52. Sen, Sunanda [1977] : “Strategy of Export-oriented Growth : A Theoretical Note”, EPW, Vol. XII No. 37 (September 10)
53.[1982] : “From Import Substitution to Export Promotion : Policy Planning in India’s Foreign Trade Sector”. EPW, Vol. XVII Nos. 14-16 (Annual Number)
54. Srivastava, U. K & Nikhil M. Oza [1978] : “Stipulation and Exercise of Convertibility Options by Financial Institutions”, EPW, Vol. XIII No. 47 (November 25)
55. Thavaraj, M. J. K. [1977] : “Has Indian Industry Turned the Corner?”, SS, Nos. 54-55 (January-February)
56. Varshney, Ashutosh [1984] : “Political Economy of Slow Industrial Growth in India”, EPW, Vol. XIX No. 35 (September 1)
57. Verghese, S. K. [1978] : “Export Assistance Policy and Export Performance of India in the Seventies”, EPW, Vol. XIII Nos. 6-7 (Annual Number)
58.[1979] : “Development in International Competitiveness of India in 1970”, EPW, Vol. XIV No. 41 (October 13)
59. Wolf, Martin [1982] : *India’s Exports*, New York : OUP
60. Commerce
61. *The Economic Times*
62. 石上悦朗 [1984] : 「インドの工業化と公共部門に関する覚書—インドにおける研究動向を中心に—」『福岡大学商学論叢』第29巻第2・3号
63. 伊藤正二 [1972] : 「独立後の独占資本の発展と経済的従属」(中村平治編『インド現代史の展望』青木書店所収)
64.[1984] : 「LDC の横顔：その知られざる貿易政策—インド編—」『貿易と関税』第32巻第9号
65. 絵所秀紀 [1985] : 「インド海外直接投資の若干の特質—韓国・台湾との比較において」(I) (II) 『アジア経済』第26巻第4号, 同第5号
66.[1986] : 「ラジーブ政権下の経済自由化政策とインド電子産業の展望」

『経済志林』第53巻第3・4号

67. 小島 真 [1986] : 「インド工業化の停滞と ブラジル・モデル」『アジア研究』第33巻第1号
68. 西口章雄 [1982] : 『発展途上国経済論—インドの国民経済形成と国家資本主義』世界思想社
69. 西口章雄・浜口恒夫編 [1986] : 『インド経済：発展と再編』世界思想社
70. 日印調査委員会『インド経済季報』

(本稿作成にあたって昭和61年度法政大学国内研究員研究補助金を得た)